

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

(9月24日)
(第2号)

第2号
9月24日

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

第2号

○平成24年9月24日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成24年9月24日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔代表質問〕

第2 議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

日程第2 議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博

7	番	石	田	成	生
8	番	大	久保	孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣	一郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	小	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	小	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三	千宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稲	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	舘		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規

35	番	竹 上	真 人
36	番	青 木	謙 順
37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主幹)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	中 村	晃 康

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	石垣英一
副知事	植田隆
危機管理統括監	渡邊信一郎
防災対策部長	稲垣司
戦略企画部長	山口和夫
総務部長	稲垣清文
健康福祉部長	北岡寛之
環境生活部長	竹内望
地域連携部長	藤本和弘
農林水産部長	梶田郁郎
雇用経済部長	山川進
県土整備部長	土井英尚
健康福祉部医療対策局長	細野浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井隆男
環境生活部廃棄物対策局長	岡本道和
地域連携部スポーツ推進局長	山口千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小林潔
雇用経済部観光・国際局長	加藤敦央
企業庁長	東地隆司
病院事業庁長	大林清
会計管理者兼出納局長	中川弘巳
教育委員会委員長	丹保健一
教 育 長	真伏秀樹
公安委員会委員	西本健郎

警察本部長 齊藤 実

代表監査委員 植田 十志夫
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員長 飯田 俊司
人事委員会事務局長 速水 恒夫

選挙管理委員会委員長 浅尾 光弘

労働委員会事務局長 小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会に提出されました議案第6号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、9月18日までに受理いたしました請願9件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承をお願いします。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

人委第101号
平成24年9月21日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成24年9月18日付け三議第93号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

別紙

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員が東日本大震災に対処するため警戒区域等で作業した場合の危険作業手当について、新たに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内における作業が想定されるため、対象とする作業の区分及び額の上限を改正するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 19	<p>(件 名) 近鉄内部・八王子線の存続について</p> <p>(要 旨) 北勢地区の高等学校等へ通学するため、数多くの生徒が近鉄内部・八王子線を利用しているの で、その存続にかかる支援を切望する。</p> <p>(理 由) 現在、三重県北勢地区には、日本の将来を担う べく、日夜、勉学に、部活動に、社会貢献活動に 励んでいる高校生等が約1万4千人いる。そのな かの、多くの生徒達が、近鉄内部・八王子線を利用 して通学している。 現在、この線の利用者は、通勤者等を含めて1 日約1万人であり、通学定期の利用者は、その半 数弱と聞いているが、他に交通手段を持ち合わせ ていない、いわゆる交通弱者が大半である。もし この線が廃止されるようなことになるとその影響 は多大である。わずか7kmほどの路線ではある が、沿線の朝夕の交通ラッシュは凄まじく、近鉄 四日市駅から、電車で10分ほどのところを、車で は1時間近くかかってしまうこともある。是非、 環境にやさしく、運行時間も正確な電車という交 通機関を守るため、ご賢察いただき、存続に向け て絶大なるご支援を切に願います。 本年度については、北勢地区高校生等13,476人 中、1,764名の生徒が通学に利用している。(北 勢地区高等学校PTA連合会調べ) 沿線に立地する、四日市南高校、海星中・高 校、四日市工業高校、四日市四郷高校、特別支援 学校西日野にじ学園で、高い利用率となっている だけでなく、沿線から本線を利用して、市内外の 高校等へ通っている生徒も多数いる。いずれの生 徒にも廃線は通学するうえで大きな障害となる。 また、沿線の学校では、日頃の感謝をこめて、 駅の花いっぱい運動や美化活動に取り組み、仲良 く譲り合い・助け合いながら利用し、学校生活</p>	<p>三重県四日市市桜町 6100 北勢地区高等学校 PTA連合会 会長 山路 登俊 (三重県立四日市西 高等学校PTA会長) ほか11名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>中 森 博 文 小 林 正 人 中 村 欣 一 郎 中 川 康 洋 中 西 勇 大久保 孝 栄 永 田 正 巳 杉 本 熊 野 稲 垣 昭 義 水 谷 正 美 田 中 智 也</p>	24年2回

	<p>の一部となっている。</p> <p>交通弱者たる高校生等は、しっかりと未来の地域、日本を支えるために日々必死で学習等に励んでいる。地域の生活を守る公共交通機関としての本線の重要性をご理解いただき、存続に向けたご支援をぜひとも願います。</p>		
--	--	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 20	<p>(件名) 雇用保険法に基づく雇用調整助成金について</p> <p>(要旨) 昨今の養鶏経営は、経営規模も大きく、外部労力への依存率が高くなっており、加えて飼育という特別のスキルを持った従業員が重要な位置を占めている。</p> <p>雇用調整助成金制度は、従業員の失業予防が目的とされているが、雇用者側からすれば、優秀な従業員を継続して雇用するために非常に有益な制度である。</p> <p>しかし、養鶏経営が鳥インフルエンザ禍に遭遇した場合、現状の同制度では移動制限解除と同時にこの制度の利用申請ができなかったり、助成金の支給を受けられない状況になっている。</p> <p>ついでには、鳥インフルエンザ等の発生時には、即刻、特例が認められ、移動制限解除直後から雇用調整助成金の申請・利用等が可能となるようにこの制度の改善を求めたいので、国の関係機関に意見書を提出いただくよう要望する。</p> <p>(理由) 養鶏経営でも法定伝染病に係る殺処分や移動制限等により従前の経営活動が実施できない場合、売上高や生産量が、皆無もしくは容易に復活できない状況に陥ることは明らかな事実である。</p> <p>同制度に決められている支給要件（売上高又は生産量の最近3か月間（口蹄疫の特例では1か月間）の月平均値がその直前3か月間（口蹄疫の特例では1か月間）又は前年同期に比べ5%以上減少していること等の「生産量要件」）に該当することは言うまでもない。</p>	<p>三重県津市桜橋1丁目649番地 農業共済会館1階 社団法人 三重県畜産協会内 三重県養鶏協会 会長 川北 始</p> <p>(紹介議員) 中 森 博 文 小 林 正 人 藤 田 宜 三 杉 本 熊 野 今 井 智 広 大久保 孝 栄 稲 垣 昭 義</p>	24年2回

	<p>すでに、宮崎県で口蹄疫が発生した際には、特例として移動制限解除と同時にこの助成金制度への利用手続きが可能となり、売上高や生産量の減少等について実績値に因ることなく予測される見込みの数値で利用手続きが開始でき、助成金の支給を受けられるという優遇措置が取られた。</p> <p>これらのことから養鶏経営における鳥インフルエンザ等発生に際しても早急に特例措置が設けられることを望む。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 21	<p>(件名) 軽度・中等度難聴児補聴器助成制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 軽度・中等度難聴児補聴器助成制度の対象年齢を18歳までに引き上げ、補助回数を3回までに拡充してほしい。</p> <p>(理由) 三重県では、他県に先駆けて、平成18年度より軽度・中等度難聴児への補聴器購入助成制度に取り組んでいただき、感謝申し上げます。就学前1回に限り、保護者の所得が650万円未満の家庭で、補聴器の代金の1/3、上限2万5千円(両耳の場合5万円)の補助をいただいている。以前は、軽度・中等度難聴幼児は、不明瞭ながらもしゃべっており、保護者も変だなと感じつつ、つつい見過ごしがちで、しかも、補聴器は高額なものであるから、装用も遅れがちになっていた。この制度により、乳幼児の補聴器装用がスムーズになり、言語の獲得に大きな効果がでていることは言うまでもない。</p> <p>軽度・中等度難聴と言っても、難聴である以上、周りの音は聞きづらく、言葉の獲得や聞き取りにも多くの支障がある。</p> <p>軽度・中等度用補聴器であるので重度難聴用に比べれば、安く購入できるが、それでも片耳5万円から10万円(20万円代も)ほどし、両耳装用ともなるとたいへんな金額になる。補聴器の耐用年</p>	<p>松阪市中ノ庄町1382 三重県難聴児をもつ親の会 会長 西出 良美</p> <p>(紹介議員) 中 森 博 文 小 林 正 人 今 井 智 広 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三 中 西 勇 子 小 島 智 子 稲 垣 昭 義</p>	24年2回

	<p>数は3年～5年ほどで、補聴器は買い換えていかなければならない。難聴をすっきり改善することは、現代医学をもってしても難しく、一生難聴であることにかわりない。故に、補聴器も一生使わなければならない。</p> <p>また、就学後に、軽度・中等度難聴であることがわかって、補聴器購入の助成が受けられないでいる。就学後に病気で難聴になることもあり得ることである。軽度・中等度ということで、発見が就学後になることもある。</p> <p>全国的にも、軽度・中等度難聴児補聴器助成制度は、制度化され、そのほとんどが、18歳までが対象となっている。三重県においても、せめて18歳まで、買い換え時に助成制度により補聴器購入の補助が受けられるよう、制度の改正をお願いする。</p> <p>予算の厳しい時期ではあるが、是非、この窮状をご理解いただきたく、助成制度の拡充をお願いする。</p>		
<p>請 22</p>	<p>(件名) 県民すべてに必要なワクチンを公費助成で接種を行うことと定期接種化することについて</p> <p>(要旨) 子宮頸がんワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種類については、2012年度末まで国費が投入されていることから公費助成の対象となっているが、2013年度以降についてはどうなるのか確定していない。県民の安全安心に寄与しているこれら3種のワクチン接種の公費助成を継続することを強く求める。</p> <p>また、現在公費助成の対象となっている子宮頸がんワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンや公費助成されていない水痘ワクチン、おたふくかぜワクチン、B型肝炎ウイルスワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン、ロタウイルスワクチンについては、ワクチン接種により症状が出ないもしくは軽くなることが認められていることから定期接種化を強く求める。</p> <p>(理由) 感染症の中には、ワクチン接種することで感染しても症状が出ないまたは軽くなるものが数多くある。また、諸外国では当たり前接種されているワクチンの多くを国内で定期接種化されていない</p>	<p>三重県津市観音寺町 429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和</p> <p>(紹介議員) 中 森 博 文 小 林 正 人 今 井 智 広 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三 中 西 勇 義 小 島 智 子 稲 垣 昭 義</p>	<p>24年2回</p>

	<p>ため、接種を希望しても高額な接種費用が必要となり、接種をあきらめてしまう場合が少なくない。「ワクチンで防ぐことができる病気はワクチンで防ぐ」ことは世界の常識となっている。しかし、国内では高齢者、乳幼児を中心に感染症により尊い命を落とし、助かっても重い後遺症で今も苦しんでいる。三重県保険医協会では現在公費助成の対象となっている3種のワクチン接種の公費助成の継続を求める。</p> <p>また厚生労働省予防接種部会で現在公費助成化されている3種のワクチンの他に水痘ワクチン、おたふくかぜワクチン、B型肝炎ウイルスワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンを公費助成で事実上無料の定期接種にするよう求める提言がまとめられている。そして、乳幼児が感染し、重症化するとまれに死にいたることもあるロタウイルス胃腸炎も治療薬がなく、ロタウイルスワクチンの接種が効果的であることがわかってきている。名張市では4月から公費助成を行っている。このロタウイルスワクチンも含め8種のワクチン接種の定期接種化を強く求める。</p>		
<p>請 23</p>	<p>(件名) 妊婦健診の公費助成の継続について</p> <p>(要旨) 2009年4月から妊婦健診14回すべてについて公費助成されている。現在は2012年度末まで国費が投入されていることから公費助成の対象となっているが、2013年度以降については現時点でどうなるのか確定していない。三重県の次世代育成に寄与している妊婦健診への公費助成を継続することを強く求める。</p> <p>(理由) 妊婦健診は14回受診することが母子の健康状況を確認し、出産への対応に必要なこととされているが、公費助成のなかったときには健診費用の捻出もままならない経済状況下で必要最低限の妊婦健診を受診して出産に向かう、ひどい場合は妊婦健診を受けずに出産にいたる例も見受けられたと報告されている。2009年4月から妊婦健診14回すべてについて公費助成されていることから、母子ともに健康状況を把握した上で出産にむかうことができる状況となっていることは好ましい状況である。</p>	<p>三重県津市観音寺町 429-13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和</p> <p>(紹介議員) 中 森 博 文 小 林 正 人 今 井 智 広 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三 中 西 勇 小 島 智 子 稲 垣 昭 義</p>	<p>24年2回</p>

	現在は2012年度末まで国費が投入されていることから公費助成の対象となっているが、2013年度以降については現時点でどうなるのか確定していない。三重県として、三重県の活力となる次世代の育成に寄与している妊婦健診への公費助成を継続することを強く求める。	
--	---	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 24	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議をいただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 政府は、地域主権の確立にむけ、補助金のあり方を見直し「一括交付金」化をすすめている。義務教育費国庫負担金が検討の対象となっており、2010年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には「一括交付金化の対象外とする」と示されたが、今後も注視が必要である。 1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活した。しかし、1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減されている。 現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれている。しかし地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下している。2007年度は措置率の全国平均は65.3%となっており、地域間格差もひろがっている。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 田 宣 三 小 島 智 子 津 村 衛 稲 垣 昭 義</p>	24年2回

	<p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものである。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことであり、その時々地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものである。</p>		
<p>請 25</p>	<p>(件名) 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 2011年の「義務標準法」改正により、30年ぶりに学級編制基準が引き下げられ、小学校1年生の35人以下学級が実現した。2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への拡大が実質的に実現している。これらは、2010年8月に文部科学省が10年ぶりに策定した「教職員定数改善計画」にもとづいており、同「計画」には「小・中学校の少人数学級(35・30人学級)の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛り込まれている。</p> <p>三重県では、2003年度からすでに小学校1年生の30人学級(下限25人)が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級(下限25人)、中学校1年生の35人学級(下限25人)と他学年への弾力的運用等、拡充している。今年度は、国の政策と連動したことにより、少人数学級適用外だった部分が一部解消され、さらなる拡充につながっている。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くこと</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 田 宜 三 小 島 智 子 津 村 衛 稲 垣 昭 義</p>	<p>24年2回</p>

	<p>ができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげている。</p> <p>2011年12月に文部科学省と財務省が取り交わした合意文書では、「教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うこと、その他の方策を引きつづき検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」とされている。継続的・計画的に少人数学級を推進することはもちろん、事務職員や栄養教諭、養護教諭の増員、スクールカウンセラーの配置等、抜本的な定数改善や、高校も含めた「教職員定数改善計画」の着実な実施が求められている。</p> <p>一方、日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均5.0%を大きく下回り、最下位の3.3%（2011年公表資料）となっている。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育をすすめるためには、教育予算の拡充が必要である。OECD平均以上となるよう、求めていかなければならない。</p> <p>以上のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 26</p>	<p>(件名) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。「平成22年度文部科学白書」は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘している。</p> <p>一方、日本は教育支出における私費負担率がOECD加盟国のなかで非常に高く、とくに就学</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤田 宜三 小島 智子 津村 衛 稲垣 昭義</p>	<p>24年2回</p>

	<p>前教育段階が56.5%、高等教育段階は66.7%（OECD平均はそれぞれ18.5%、31.1%）となっている。日本の子どもの貧困率も15.7%（2011年7月厚生労働省発表）と、いっそう深刻化している。</p> <p>このようななか、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきた。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改革がおこなわれた。</p> <p>しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではない。文部科学省の調査によると、就学援助を受ける児童生徒数は年々増加をつづけ、2010年度は155万人（15.28%）となっている。高等学校段階においても、授業料は無償となったものの、入学科・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題となっている。そのため、「給付型奨学金の創設」等、いっそうの支援策が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 27</p>	<p>(件名) 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 三重県は県内全域が「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、県内10市町が「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に指定されている。東海地震、東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率は60～87%であり、これらが連動して発生する可能性も指摘されている。</p> <p>このようななか、三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2012年4月現在の耐震化</p>	<p>津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 小 島 智 子 藤 田 宜 三 津 村 衛 稲 垣 昭 義</p>	<p>24年2回</p>

<p>率は小中学校が96.8%、高校は98.7%、特別支援学校は100%となっている。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等がすすめられている。文部科学省が2012年4月に策定した「学校安全の推進に関する計画」では、今後5年間にとりくむ具体的施策として、「安全教育の充実」「学校の施設及び設備の整備充実」「地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進」等が盛り込まれている。</p> <p>一方で、南海トラフで発生する巨大地震で想定される最大の震度分布と津波高は、これまでの想定をはるかに上まわるものであることが、内閣府の有識者検討会であきらかとなっている。</p> <p>学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点である。災害時には避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、早急に耐震化率が100%となるよう求めていく必要がある。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。</p> <p>さらに、近年、交通事故、不審者による声かけやつきまとい等、子どもたちが被害者となる事故や事件があとをたない。三重県は「防犯教育実践事業」を実施し、子どもの防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育のとりくみをすすめているが、子どもたちの安全・安心の確保にむけ、学校内外で子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければならない。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
--	--	--

代 表 質 問

○議長（山本教和） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。40番 日沖正信議員。

〔40番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○40番（日沖正信） おはようございます。今議会に代表質問の機会をいただきました、いなべ市・員弁郡選出、会派新政みえの日沖正信でございます。よろしく願いいたしたいと思います。

冒頭、今朝、紀北町の漁船の事故のニュースが入ってまいりました。紀北町のカツオの一本釣り漁船が宮城県の金華山沖で貨物船と衝突したということで、まだ行方不明の方がおみえだということで、一刻も早い全員の無事が確認されるように、この場で皆さんとともにお祈りをさせていただきたいと思います。

初日の知事のお話もございましたけれども、ロンドンオリンピック並びにパラリンピックでは、三重県出身の選手がすばらしい活躍を見せてくださいました。レスリング金メダル3連覇の吉田沙保里選手、パラリンピックの車椅子のエース伊藤智也選手をはじめ、県出身の選手の皆さんが、夢と感動、そして、我々に三重県人の誇りをもたらしてくれましたことに改めて感謝を申し上げ、この機会に、ここにその御功績を皆さんとともにたたえたいというふうに思います。

我々も選手の皆さんの御活躍にあやかって、県民の皆様に幸福を実感していただくために頑張ってまいりたいと思います。

もう一つ、前置きが長くなって申しわけないんですけども、質問に入らせていただく前に、去る18日に県北部に発生いたしました豪雨の被害について、1日も早い災害箇所の復旧、河川の徹底した点検など、しっかりと取り組んでいただきますように、この機会をおかりいたしましてお願いさせていただきたいというふうに思います。

ちなみに、3枚ほど写真を持ってきたんですけども、ちょっと質問へ入らせていただく前に映していただきたいんですが、（パネルを示す）いなべのほうでは、時間96ミリという時間最大雨量を記録するような豪雨でございまして、これ、藤原の大貝戸、坂本地区では一晩避難されて過ごされたわけなんですけれども、これが坂本地区というところの、小滝川の土石流で有名というか、土石流の話題が県内でも大変あがっているところなんですけれど

も、上の堰堤二つも埋まってしまっているんですが、これ、翌朝の写真なんですけど、これだけの土石流が落ちてまいりました。

これが一番下で、集落の直前で受ける遊砂地というためなんですけれども、もう一枚映していただけますか。

(パネルを示す) これは土砂の上から見たところなんですけれども、もうこの遊砂地というところがほとんど、あと少しでオーバーフローしてしまうような状態です。向こう側に見えるのが坂本地区という集落でございまして、あの見えている堤防を超えますとすぐ下が集落という、こういう状況の土地柄でございまして、一度県民の皆さんにも見ていただければということで、写真を今日、映させていただきます。

それと、今回の豪雨、北勢地域全般に、県民の皆さんに大変な不安を与えておりまして、もう一枚、(パネルを示す) これは、朝明川の、四日市市内での、出水時の当日の写真なんですけれども、比較的都市部の河川でもこれほどの濁流が押し寄せまして、もう少しでというところで、危険な水位の確認がなされているところとございまして、ぜひ、これから鋭意、災害箇所の復旧、また、河川の管理の確認などを徹底していただきますように要望させていただきます。それでは、質問に入らせていただいてまいりたいと思います。

まずは、知事就任後の成果と今後の課題についてということで質問をいたしてまいりますが、鈴木知事は一昨年の4月就任以来、みえの現場・すごいやんかトークや市町長との1対1対談などの取組をはじめ、様々な機会を捉えて現場を回られてこられましたし、また、国内、国外を問わず、三重県の産業、特産品、観光などのトップセールス、文化交流にも精力的に飛び回っていただいております。

また、政策面では、鈴木県政における長期的な総合戦略、みえ県民ビジョンを策定されまして、その行動計画をさらにスピード感を持って、効果的、効率的に推進するため、予算編成プロセスの見直しや本庁から地域機関までの組織見直しなどの行財政改革にも鋭意取り組まれておられるところであり

ますし、幸福実感のアンケート調査などにより、県民生活の実感を施策に反映させようという努力もされておられます。

若い行動力と官僚の御経験を發揮し、次から次へと新しいこともチャレンジされ、また、マスメディアへの露出度も極めて高いこともあり、常にはつらつと活発に動き回るイメージで県民の皆様には捉えられているのだろうというふうに思わせていただいております。

そのように拝見させていただいている知事に対しまして、今日の、まず初めの質問としてお聞きをさせていただくわけでございますけれども、知事は就任以来、精力的に活動をしてきておられますが、これまでの仕事を振り返って、どんなことに充実感、達成感があって、成果として感じておられることがありますか。また、一方で、まだまだ現段階でやはり足りない、これから精力的に努力していかなければならないと考えておられる課題としては、特にどんなことがありますか。これをお聞きさせていただきたいと思います。

もちろん、就任後まだ1年半、任期も半分以上あるわけで、まだまだ評価まではというところかもしれないけれども、任期後半へ向けて知事の率直な実感をお聞かせいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました就任後の成果と課題という点であります。その前に、先ほど議員から御指摘いただきました宮城県沖での漁船の衝突の件につきましては、現在、海上保安庁と連絡をとりながら情報収集であります。いまだ安否がつかめていない方々もいらっしゃいますので、情報収集に全力を挙げ、その後の対応を検討していきたいと思っております。

あわせて、9月17日の大雨で、いなべ市、津市などで被害に遭われた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

いなべ市の小滝川、ここは私も昨年のいなべ市長との1対1対談で現地を視察させていただいた箇所でもありますし、あわせて、西之貝戸川において土石流が発生しました。すぐに県土整備部長等を派遣しまして現状確認させ、

速やかに土砂の撤去などに着手したところであります。一日も早い復旧に努めてまいります。

さて、御質問のこれまでの成果、今後の課題ということでございますが、この間に進展のあったものなどのうち、主なものについて少し触れさせていただきます。

当然のことながら、しかし物事は誰か1人でなし遂げるのは不可能で、関係者の総合力の結果でありまして、これから触れるものは、私だけでというのではなく、議会の皆様をはじめ、市町の首長の皆さん、地域の皆さん、関係者の皆さん、職員みんなの協力により進めることができているものでありますので、その点、御理解いただければ幸いです。

まず、最も注力いたしました防災危機管理の関係であります。紀伊半島大水害への対応、これにつきましては、被災3県で一番最初に自衛隊への派遣要請を行い、被害を抑え、迅速に応急活動を展開いたしました。直ちに約289億円の補正予算を計上し、現在、復旧作業を継続中であります。

また、国との関係では、国の多大なる御配慮をいただきまして、史上最速での激甚災害指定をいただくとともに、従来なかった自然公園の災害復旧など、働きかけて実現したものが多数ありました。

また、東日本大震災を踏まえまして、昨年10月に全国に先駆けて、緊急地震対策行動計画を策定いたしました。現在、沿岸全市町でハザードマップ作成または作成中となるなど、完了した事項もありますが、現在、対策を実行中です。

三重県において防災教育を根づかせたいとの思いから、県内全ての小・中学生に防災ノート、約23万部を配布いたしました。

また、福島第一原発事故の影響から県産牛のブランドを守るために、東海ではいち早く、全国では9番目に全頭検査を開始いたしました。一時期落ち込んだ価格もその後復活し、現在は安定を保っております。

最も大きな進展のあった一つであります幹線道路網の整備につきましては、新たな命の道として、ミッシングリンク解消への道筋となる近畿自動車道紀

勢線、大泊から新宮間の計画段階評価着手、熊野尾鷲道路第2期として、尾鷲北―尾鷲南の新規事業化が実現したこと、また、悲願でありました新名神の亀山西ジャンクションのフルジャンクション化と鈴鹿スマートインター設置の許可、また、遷宮に向けて周遊性を高めるための磯部バイパスの実現などが挙げられると思います。

そして、先ほど議員も触れていただきましたが、ほかの分野と比較して特に新たな取組を多く行った産業振興については、産業振興戦略を策定したことはもとより、企業誘致につきましては、倉敷紡績株式会社やマグ・イゾペール株式会社をはじめとした大型案件を含めて、ここ5年ぐらいは35件前後でありましたけれども、平成23年は45件。また、首都圏での積極的な情報発信を行わせていただきました。東京ミッドタウンでの西野カナさんに来ていただいたフェア、あるいは、池袋、天王洲で実施したトライアルショップ、こういうものを行い、その結果、観光入り込み客数、消費額、これが、東日本大震災や紀伊半島大水害などの影響がありつつも、それぞれ平成23年は微増を保つことができました。特に首都圏での情報発信を強化した結果、首都圏からの宿泊数は、平成22年で6万7000人であったところが、平成23年は13万7000人へ大幅に増加いたしました。発地別割合でも首都圏の割合が13.9%から15.4%へ増加しました。

また、民間機関による毎年9月に行われます地域ブランド調査では、都道府県別ブランド順位が平成22年は31位でありましたが、私が就任した後の平成23年は28位、最近発表されました平成24年は26位と、徐々にではありますが効果があらわれつつあるのではないかと考えておりますし、市区町村別のトップ100にも、今まで伊勢市しか入っていませんでしたが、今年から新たに、志摩市、鳥羽市もトップ100に入るなど、三重県トータルでの売り込みが功を奏しているのではないかと考えております。

また、イベント誘致などでは、平成33年の国体、日台観光サミット、第22回世界少年野球大会などもあります。

また、先送りせずに決断したものの例としては、これまで未利用だった木

曾岬干拓地のメガソーラー事業誘致、あるいは、みえ緑と森のきずな税（仮称）の導入に向けた検討、あとは、遷宮をチャンスにした首都圏営業拠点の整備などであります。

もう1点、個人的にも思い入れの深い教育、それから、県民の皆さんのニーズの高い医療の面では、今年度、全国学力・学習状況調査の参加が、前回は55.4%であったところが99.3%、それから、地域に開かれた学校をと目指してきまして、地域人材を活用した学習支援を実施する学校が、平成23年度75校であったのが、平成24年度は149校と倍増しました。

医療では、地域医療センターの設置、みえライフイノベーション総合特区の認定、また、当事者の皆さんの悲願であった、これは福祉になりますが、三重県聴覚障害者支援センターの設置などに取り組んでまいりました。

さて、今後の課題ということではありますが、まずは、議会でも議決いただき、目標として共有させていただいております、みえ県民力ビジョン・行動計画の実行と目標達成をしっかりと取り組むということが大切であると思っております。

その他、産業振興、エネルギー、障がい者福祉など、各種計画などを策定し方向性を示しましたので、その具現化に全力を挙げたいと考えております。

また、課題としては、財政再建と行政改革はいまだ道半ばであります。予算編成プロセスを見直し、社会情勢の変化に柔軟な予算の構築、県債残高の低減を図っていききたいと考えております。

また、港湾改修工事の案件などもありましたが、改革を担う人づくりもこれからの大きな課題であります。

また、個別分野としては、障がい者雇用、学力向上、医師確保、獣害対策など、まだまだ施策の効果が見られていない部分も特に注力していきたいと考えております。

長い答弁になってしまって恐縮ではありますが、まだまだ課題も多くございますので、議会の皆様の御指導もいただきながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

○40番（日沖正信） お答えをいただきましてありがとうございます。

本当に、防災から道路から観光も含めた産業振興からまた教育など、つらつらと本当にたくさんのお話が出てまいりまして、大変、やっぱり若い知事でございます、いろんなことを、自信を持って今取り組んでいただいております。んだらうなというふうに思っています。

決して、この質問、こびを売ろうという質問ではございません。ニュートラルな気持ちで、これからの後半に向けてひとつ、真摯に知事の思いと向き合いながら我々議会も頑張っていかなければならないと思えますし、今、この質問で再質問はいたしませんけれども、今の知事の言われたことを踏まえながらこの後の質問をしていきたいというふうに思います。

私どもとしては、やはり今、経済が、県内経済も大変停滞しております。後で質問させてもらいますけれども、やっぱり産業振興というものを知事の持ち前の知識と御経験で何とかして行ってほしいなというふうに期待をします。また、先ほどこれもございましたけれども、やはり三重県の財政運営も当面は厳しい状態が続く中でやっていかなければならないことは明白でございますので、予算編成プロセスの見直しを考えていただいておりますけれども、県民の皆さんには申しわけないですが、暮らしの中で省くことができないもの、そして、当面は何とか御辛抱をいただかなければならないものにめり張りをつけて、より行財政改革に当たっていただきたいなというふうに、我々はそんな期待もさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次は、鳥羽港改修工事に係る公文書の書きかえの問題についてということで質問させていただきます。

全員協議会で鳥羽港ということを使わないよというお話も中村議員のほうからございましたんですけれども、事前にこれは通告させていただいてしまいましたものですから、ちょっと御容赦をいただいて進めていきたいと思えます。

国の補助事業である鳥羽港改修工事に絡みまして、平成21年度当時の事故繰越に関する公文書の捏造と、これに係る後の情報公開文書の改ざんが組織ぐるみで行われた今回の問題は、職員のコンプライアンス意識の著しい欠如が問われるとともに、県政に対する県民からの信頼を大きく損なう重大な問題であり、鈴木知事も県民の皆様に陳謝されるとともに、監督責任を強く受けとめ、二度と起こらないように強い決意で臨むとも訓示をされているところでございます。

年度内に工事を完成させる見通しが立たない中、何とか理由を見つけ、事故繰越を認めてもらうことで工期の延長を可能とし、補助金返還をすることなく完了させるに至った今回の経緯について、調査チームの報告のまとめには、事業を完了させたいという強い責任感があったというのを原因の一つにされておられますけれども、幾ら確実に所期の目的どおり事業を完了させようとも、また、国に縛られている補助金のルールをクリアするための必要に迫られたといえども、不正行為によりなし遂げた結果には強い責任感があったからという理由は当てはまらず、全く違和感を持たざるを得ません。不正行為をとどまることこそ強い責任感と言えるはずでございます。

防災県土整備企業常任委員会において去る9月12日に改修工事に係る調査報告書について調査をし、委員長報告もあったところですが、今回の経緯については当初から、工期延長、事故繰越ありきで進められていたのではないかとの疑念がこれまでの説明だけでは拭えず、引き続き委員会では調査を行うこととしておりますし、18日の全員協議会での再点検、再発防止の骨子説明の場においても、議員の中から、県庁内の人間が調査するより、なぜ、第三者機関に委ねて、客観的な目で毅然と調査するようにしないのかなどの意見や指摘があったように、我々は、今の時点ではとても、今回のてんまつについて、執行部の説明に十分納得ができていない状況でございます。

再発防止への課題や取組の中には、工事の管理体制や職員の技術力の向上とあわせて、コンプライアンスや危機意識の向上、再発防止意識の徹底など、意識改革を強く打ち出しておられますけれども、今回のようなことが起こっ

た背景には、倫理感や危機意識の欠如という捉え方だけでなく、携わった仕事は、その経過はいかであろうとも、とにかく絶対になし遂げなければならないという結果至上主義の慣習が長年のうちに蓄積され、県庁の体質のようになってしまっているのではないかという感じがいたします。だから、不明瞭なことが行われていても組織の中でお互いが誰も疑問視しないし、指摘することもなく今回のようなことが起こってしまっているのではないのでしょうか。このような捉え方についての知事の御所見をお願いいたします。

そして、もう一つ述べさせていただきますが、今回の再発防止策を取り組んでいただく上で、災害対応などの多くの事業を抱える職員が委縮をしまい、今後の事業に影響が出るようなことがあってはならないので、そのようなことにも注意を払いながら進めていってほしいとの意見もございました。不適性を正そうとして、一方でモチベーションが下がっては本末転倒であり、工期に追われる中での心情としては察するところもございますけれども、職員間で協力しながら、さらに公明正大に業務に励んでいただかなければなりません。

そこで、職員のモチベーションの維持高揚はしっかりと図りつつ、再発防止には当然、毅然と取り組んでいっていただかなければなりません。お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました結果至上主義の蔓延、それから、職員のモチベーションを下げることなく対応策に取り組むことについてであります。まず、今回の事案におきまして、港湾改修工事を完成させるために国に事故繰越を認めてもらうよう努力するとの県土整備部の方針に沿った結果を目指す中で、職員が事故繰越に関する虚偽の資料作成や不適正な出来高部分検査を行ったものであることが明らかとなりました。

この行為につきまして、部の幹部職員は、その業務の途中経過等をチェッ

ク、把握していなかったことから、結果だけで判断をしている状態と指摘されても仕方がないのではないかと感じております。

しかしながら、職員が結果を求めていく意識が高いことは、例えば紀伊半島大水害への対応において、被災した地域の情報を必死で収集し、できるだけ迅速に復旧を完了させるため、昼夜を徹して献身的に業務に従事する姿を見ますと、それは、仕事に対して責任を持つという意識のあらわれという一面もあるのではないかと考えます。

一方、本県では、災害等に備えた地域の安全・安心の確保、経済活動を支える、そういう社会基盤の整備は、いまだ道半ばの状況にあります。したがって、今回の事案によって職員が萎縮したり業務へのモチベーションが低下するようなことは全くもって本意ではありませんし、私自身、緊急部長会議の場などでもそのような発言をさせていただいているところであります。

もちろん、県民の皆様からの県政への信頼回復が第一であり、不適正な事務があったことは猛省し、改善に尽くすということを大前提としつつも、事故繰越が未承認となった工事予算の確保や専門工事に係るサポート体制の確立など、職員が果敢に業務に従事できる再発防止策を現場の状況を踏まえて実施するだけでなく、私自身も先頭に立って職員と対話をしながら、職員が萎縮しない、モチベーションの低下を招かない環境の構築に全力を尽くしていきたいと考えております。

〔「不正を正したらモチベーションが下がるの」と叫ぶ者あり〕

〔40番 日沖正信議員登壇〕

○40番（日沖正信） お答えいただきまして、これから議会のほうでもまだ引き続き委員会などで継続した調査をさせていただくということになっておりますので、ここで先んじていろいろ議論は控えさせていただきたいというふうに思います。けれども、代表質問のこの機会に改めてこの問題を取り上げさせていただいて、いろいろ職員の皆さんの間では、今までの経過の中で察する部分とか、やむを得なかったんだろうなというような部分とか、職員間の中ではどうしてもそういう見方みたいなものが出てくることもあるのかわ

かりませんが、やっぱり、きちっと守らなければいけないものは守らなければいけないもの。県民に対して毅然とした姿勢で臨んでいただくために、今おっしゃられましたけれども、知事の言われることをしっかりと履行していただいて、このことによって職員のモチベーションとの比較が出てくるということ自体、これは、出てくること、心配されることがどうかということになってきますので、しっかりと引き続き取組をしていただきたいと思いますというふうに思います。

この質問についてはこれで切らせていただきたいと思います。

次に質問させていただきますのは、三重県の地震対策についてということまで二つほど質問させていただきますけれども、国による南海トラフ巨大地震の被害想定を受けた今後の対応について、まず質問いたします。

これにかかわりましては、これまでもいろんな場面で考え方を問われたことがありますけれども、先般、改めて被害想定が出ましたので、それを受けまして聞かせていただきたいと思いますと思いますが、先般、南海トラフ巨大地震による津波高、浸水域等及び被害想定が、それぞれ内閣府のほうから公表されました。

津波高等の推計結果については、さきに、本年3月31日に50メートルメッシュの推計が第一次報告として報告されており、その際にも我が県内の想像を超える津波の高さの推計に衝撃を受けたところですが、今回は、それを10メートルメッシュでよりきめ細かくしたものとあわせて被害想定結果についても公表され、今度、その想定においては我が県の想定死者数が4万3000人という数字が出ており、再度大きな衝撃を受けることとなりました。幾ら想定でき得る最悪のシナリオの場合といえども、この数字を見ると恐ろしくなりました、絶望的な不安すら感じる部分もございます。

東日本大震災が起きるまでは、近いうちにかなりの確率で、東海・東南海・南海の3連動の大きな地震が起きると言われ、その場合の想定で中央防災会議が公表したのは、マグニチュード8.7の規模で最大死者は県内で4800人ほどと見られておりましたし、最高津波高も熊野灘地域の最高で9メート

ル弱というような予想でございました。

それが、昨今は南海トラフ巨大地震がいつの間にやら取り沙汰されるようになりまして、マグニチュード9、震度は県内の多くの地域で7、最大津波高は鳥羽市や志摩市では27メートルや26メートルが想定されるということで、死者は4万3000人と、とてつもない数字が出てきております。

そもそもこの間までは、東海・東南海・南海の三連動地震への早急な備えが叫ばれておりましたので、その想定をもとに国や関係する自治体は地震対策に邁進してきております。

ところが、東日本大震災における想定外の津波被害を経験した教訓から、いつの間にか、東海・東南海・南海の三連動から、さらに震源域を東西南北に拡大した南海トラフ地震を想定するように変わってまいりました。

東日本の経験を境に、この極端に変わってきた震災の想定に、各自治体はどうしていいのか、特に津波の被害の不安にさらされます沿岸部は困惑しておられるのが実情とお察ししております。

今回の南海トラフ巨大地震の津波や被害想定は、東日本大震災が全く予想もしていなかった巨大なものであったために、その教訓から、ここまで予想を出しておけば、どんな地震が来てもこの想定範囲にはおさまるだろう、そういうようなレベルのことなのでしょう。けれども、そのような千年、万年単位で起きるとされる地震の被害想定を意識した地震対策を、果たして県や市町がやらなければならないのかというのが率直に疑問にも感じ、戸惑っておられるところでしょうし、また、もし今回の被害想定に沿った対策を講じようとするならば、ハード面の整備においてはとても予算が追いついていかないのが現実であります。

そこで、お聞きいたしますけれども、鈴木知事は南海トラフの被害想定に関しての呼びかけとして、数字の一つ一つに一喜一憂することなく冷静に受けとめていただきたい、三重県では100年から150年間隔で繰り返し発生するような地震を念頭に置いて、総合的な地震対策を進めていきますというようなことを言われておりますけれども、三重県としては今後も市町や県民の皆

様と連携して地震対策に取り組んでいく上で、また、来年に向け、新地震対策行動計画を策定されていかれることも踏まえて、南海トラフ巨大地震の被害想定をどのように捉えながら県内の地震対策を進めていくのか、改めて考え方を確認させていただきたいと思います。また、その中で、県内市町との捉え方の統一はなされているのかもあわせて確認をさせていただきたいと思います。

次に、続けて4番目の質問にも入らせていただきますけれども、原子力発電所事故を想定した対策について伺いたいというふうに思います。

このことにつきましては第1回定例会において我が会派の後藤議員が質問をされましたけれども、今回、近況も含めて、さらに聞かせていただきたいというふうに思います。

東日本大震災における福島原子力発電所事故を教訓に、原子力発電所の立地県や隣接県においては災害時などにおける事故を想定しての対策を急いで進めておられますけれども、我が県においては立地県でもないし隣接県でもございませんので、原子力発電所事故に対する意識は持ちつつも、現段階では事故が起こった際に事業者から報告を受ける覚書を結んでいる程度であると認識をさせていただいております。

しかし、原子力発電施設が多い福井県に接し、特に立地している地域に近い滋賀県や岐阜県が神経をとがらせて対策を講じておられるのを隣で見ながら、我が三重県の、浜岡原発から鳥羽市で最短距離約100キロ、日本海の敦賀、美浜、大飯などの原発からいなべ市で最短70キロから80キロと言われるこの距離を思うと、それらの原子力発電所で東日本大震災での福島県のような事故が起こった場合、いかばかりかの影響は三重県にも及ぶのではないだろうかと一抹の不安を感じる微妙なところでありまして、三重県は原子力発電所事故の対策をどうしているのだろうかとの関心が、現に県民の皆様の中にも出てきているのも事実でございます。

そのような折、今月岐阜県が行った敦賀原子力発電所における福島級の事故があった場合を想定しての放射性物質拡散シミュレーションが公表されま

した。

ちょっと資料を映していただきたいと思いますが、（パネルを示す）表紙がこういうもので、敦賀、ちょっと見にくいですが、こういうシミュレーションを岐阜県がされたということで、下のほうにはちょっと伊勢湾とか三重県の北部も地図の中には映し出されているんですが、その結果によりますと、示されている10のケースがあるんですが、その中で、冬型で山地を中心に雪が降った場合の一つのケースに、県北部の一部において、20ミリシーベルト以上の影響が出る可能性が心配される結果が出てきました。そのケースがこれなんです、（パネルを示す）一番下の青く塗り潰してあるところが三重県の北部の部分なんです、その上に、ちょっと見にくいですが、黄色いような色がありますけれども、そこが20ミリシーベルトの影響がある岐阜県のところでございまして、県境を接しておりますので恐らく三重県にも可能性があるのではないかと懸念させる、これは一つのケースのデータということでございます。

このケースが直ちに県民の健康を害する心配をしなければならないことになるのかどうかは専門的な知見に頼らざるを得ませんが、20ミリシーベルトというと、原子力災害対策本部の計画的避難区域の設定に際しての目安とはなっているということでございます。

また、滋賀県においても美浜原子力発電所の場合を想定した同様のシミュレーションがさきに行われておまして、三重県としてはそれを参考にできるものではないとのことでしたが、念のために、滋賀県の発表されている中でも少々心配な一つのケースが見られますので一応見ていただきたいと思ひまして、これもひとつ映していただけますか。（パネルを示す）これも右下の青い部分が三重県ですが、その三重県の上に緑色のような色が多く映っていると思うんですが、これがどうも50ミリシーベルト以上100ミリシーベルト未満と予想されるところらしいんですが、これは50ミリシーベルトという基準でございまして、ひょっとすると三重県の県境あたりにももうちょっと低い線量で影響があつたりするのではなからうかと

いう心配がされんでもないようなところでございます。

このように、現に三重県への影響の可能性が、微妙でございますけれども少しでもあるのであれば、県民の皆様の不安に応えて、いざというときがあっても安心していただけるための対策が必要ではないかというふうに考える次第でございます。

最寄りの原子力発電施設に大規模災害が発生したときの影響の検討と、そして、それに応じた備えを最低限図るべきだというふうに考えておりますけれども、これについてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、二つの項目をよろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただきましたうちの、まず1点目、南海トラフ巨大地震の国の被害想定を受けた今後の対応ということでありますが、国が8月29日に公表しました南海トラフ巨大地震の被害想定は、あらゆる可能性を考慮するという観点から想定された、最新の科学的知見に基づき、理論上の最大クラスのものであり、次に来る地震、津波を予測したというものではありません。議員の御質問の中にもありましたように、時間軸で言えば千年、万年単位のものだと認識しています。

この想定を決して無視するわけではありませんが、我々が今、防災・減災対策の対象として最も注力すべきは、史実として本県に大きな被害をもたらしてきた、1498年の明応地震、1605年の慶長地震、1707年の宝永地震、1854年の安政東海地震、安政南海地震、1944年の東南海地震、1946年の南海地震といった、100年から150年間隔で発生し、大きな被害をもたらした大規模地震であり、こうした規模の地震が発生した際に、いかにして人的・物的被害を最小限に食い止めるかということだと考えています。

この目的のため、ハードとソフトを組み合わせた総合的な対策をとることを方針として、現在、三重県防災会議の専門部会において、県独自の被害想定等を検討しております。

そして、この被害想定結果を踏まえ、今年度中に、地域防災計画の見直し、

新地震対策行動計画（仮称）の策定について、それぞれ中間案を取りまとめ、来年度のできるだけ早いうちに成案として示していきたいと考えております。

また、津波からの避難対策についてはさらに万全を期す必要があることから、今後も引き続き、昨年度公表した県独自の津波浸水予測をベースに対策を進めることとしています。

一方、今回国が公表した津波高や浸水予測図などの想定については、長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを市町とともに検討していくための材料として活用すべきものと考えております。

3月31日の国の公表が唐突であったため、県として市町にそのままの形で公表内容を伝えざるを得なかったことへの反省から、今回はあらかじめ、防災対策部長が市長会や町村会の場において繰り返し国の動きを伝え、また、個別に市町長を訪問して意見交換を重ねてまいりました。

さらには、市町長を対象とした、南海トラフ巨大地震に関する勉強会も実施しました。こうしたことにより、また、今回は前回は踏まえた国の配慮もあり、各市町においても比較的落ちついた対応をとっていただけたものと考えております。

さきに説明しました県の総合的な防災対策の方針、そして、津波からの避難対策の方針についても同様に市町長との意見交換を経た上で打ち出したものであり、さらに緊密な連携が必要でありますけれども、市町の皆さんとは一定の共有が図られているものと考えております。

今後、地域防災計画の見直しや新地震対策行動計画の策定に当たっても、市町との事前の意見交換の場をきちんと設けることにより、具体的な対策の共有を図ってまいります。

続きまして、原子力発電所事故を想定した対策であります。

原子力災害対策につきましては、昨年11月に中部電力株式会社との間で、原子力発電所の異常時等において本県に速やかに情報が入るよう、連絡体制についての覚書を交換しました。その後、本年4月までに関西電力株式会社等とも同様の連絡体制を整備し、地域防災計画（平成24年修正）にその旨を

記載したところであります。

また、本年8月には、やはり専門的な知見を持った学識経験者からの様々な助言が必要との観点から、三重県原子力災害対策アドバイザーとして名古屋大学の森泉教授を委嘱し、今後の原子力災害対策及び異常発生の連絡があった場合の対策について助言をいただくこととしました。

岐阜県、滋賀県につきましては福井県の隣接県であり、若狭湾沿岸に立地する原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内でもあることから、原子力災害対策に係る専門職員を配置するとともに、放射性物質拡散予測シミュレーション等を実施するなどの対策を講じていると聞いております。

本県の場合は、若狭湾沿岸に立地する原子力発電所からは県境で約70キロメートル、静岡県浜岡原子力発電所からは県境で約100キロメートル離れており、国が示した地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドラインでは、現状では地域防災計画原子力災害対策編策定の対象とはなっていない。

今回岐阜県が実施した放射性物質拡散予測シミュレーション結果の三重県への影響についても、原子力災害対策アドバイザーからは、直ちに避難を行う等の緊急措置をとる必要はないレベルであるとの見解を得ているところであります。

国においては今年19日に原子力規制委員会が発足したところであり、今後この委員会において、新しい安全基準や原子力防災指針などが策定されると聞いております。

本県におきましても、これら国の動向を注視するとともに、万が一に備えて、原子力施設での事故の際に本県が受けるであろう影響に応じたモニタリング、避難計画等について、原子力災害対策アドバイザーの助言も得ながら、災害対応の体制のあり方を含めて検討を進め、来年度の地域防災計画の見直しに反映していきたいと考えております。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

○40番（日沖正信） ありがとうございます。

今のお話を受けまして少しお聞きしたいというふうに思いますけれども、南海トラフ巨大地震の被害想定というのは、これから三重県がいろいろ対策を続けていく上での材料として捉えて、県独自の被害想定の中で実際のことは取り組んでいくんだというようなことで認識させていただいていいのかなと思わせていただきます。ただ、先ほど市町ともある程度一定の共有を図りながら進めていただいておりますということでしたけれども、例えば県の医療審議会では、大災害が起きた場合の医療体制は今回の国の被害想定に対応した内容にしなければというような意見が出ておったそうですし、また、例えば、新聞に出ておりましたけれども、21日にあった大紀町での防災町民会議では、対策をやり直すわけではないといえども、国の想定を報告しての会議を行われておられたそうで、そういう報告があれば、やっぱり町民意識としてはそれが前提になるのかなというふうに感化されてしまいます。また、さらに例えばですけれども、愛知県の飛島村では、南海トラフ地震の想定津波高4メートルを想定して、4階建ての避難所を2年以内に6カ所建設するんだというような新聞記事も出ておりましたし、その隣接する木曾岬町や桑名市は、じゃ、いいのだろうかというふうに近いところではなってしまいます。決して知事のおっしゃられたことを変えてくださいとか、どうしてごさいというわけじゃないんですが、やっぱり知事なり県の防災への姿勢がそういう姿勢で臨んでいかれるならば、じゃ、今のような、いろいろちょっとちぐはぐな捉え方の部分、捉え方に差があったりする部分というのは、どういうふうにこれから統一性を持って取り組まれていくのか。もっと広い意味でいくと、隣の県でそれぞれ、うちは南海トラフの想定でいっているんですよ、うちは独自でいっておるんですよというのはやっぱり県民も不安なので、隣の自治体との連携、調整も広域ブロックの中で必要でしょうし、その辺についてちょっと、今お話しいただけることがあれば再度お願いしたいというふうに思います。原子力発電所事故を想定した対策につきましては、もちろん私も危機意識をおおるために質問したわけではなしに、何の心配もないのであればそれにこしたことはないわけでございまして、アドバイザーを

委嘱していただいて、助言をいただく形をつくっていただいておりますということで、アドバイザーの方からは直ちに緊急措置をとるレベルではないというふうなことを言っていたらおそれるんですけども、やはり今後、来年度の地域防災計画にも一応考えを生かしていくんだということも言っていましたので、とにかく100%県民の安全・安心が図れるものではないのであれば、やっぱり三重県なりのある程度の構えだけは、県民の安心のためにしておいていただきたいなというふうに思います。

例えば、もし事故が確認されたときに、そしたら三重県は、原子力発電所事故を想定して、どこで一元化して取り組んでいただくのか。今でしたら、モニタリングは健康福祉部であったり、災害のことは防災対策部であったり、風評被害が出てきたらということであるという農林水産部であったり、いろいろ今縦割りの中で恐らくこういうことが起こったって、どこが一元化してコントロールする役割を果たすんだということがないと思いますし、そういうことも含めながら、ぜひ県民の安心を担保するための最低のことは考えていただきたいなと。来年の地域防災計画に反映させるということであればお願いしたいなというふうに思いますので、今の点、二つほど、もう一度お聞かせいただければ。よろしく願いいたします。

○知事（鈴木英敬） まず1点目の、ちぐはぐな部分をどういうふうに修正していくかということではありますが、まさに今私が申し上げたような100年、150年という、こういうふうに行くんだという方向性はいろいろ議論をしていただきつつもありますが、じゃ、なぜそうするのかとか、それによって具体的にどういう対策をとるのかというのを、やはり具体的にしていく必要があると考えています。

現在、河田先生を座長にして、先ほども少し申し上げましたが、三重県防災会議の専門部会として検討会議を設けています。そこで、なぜその方針にするのか、その方針に基づいてどういう対策をとるのかというような方向性を基本的に考えていきたい、検討していただきたいと思っていますので、そういう材料を持ってよくしっかりと市町と共有をする中で、そのちぐはぐな

部分を少しでもなくしていけるようにしていきたいと思っております。

あわせて、隣県、愛知県、和歌山県との調整は特に重要であるというふう
に考えておりますので、現在の互いの検討状況、一部共有しているところも
ありますけれども、まだまだ足りない部分もあるかと思っておりますので、その
日常的な情報交換にも努め、連携していきたいと思っております。

それから、2点目の原子力発電の件であります、おっしゃるとおり、そ
ういう発生したときの体制のことも含めて、地域防災計画の中で検討してい
くというふうに考えておりますので、少しでも安全・安心につながるような
形で考えていきたいと、そのように考えております。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

○40番（日沖正信） ありがとうございます。

ぜひ、今おっしゃっていただいた方向で鋭意取り組んでいただきたいと思います。
います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入ってまいりたいと思います。

次は、教育の諸課題に対する取組ということで、知事の提案説明の中にも
ございました、いじめの根絶の問題と全国学力・学習状況調査の結果が出た
ことを踏まえての質問と、二つ質問をさせていただきたいというふうに思
います。まず、いじめの根絶に向けた取組についてですけれども、大津市の中
学2年の男子生徒がいじめにより自殺した事件における対応のあり方が全国
的にクローズアップされたことにより、私たちが改めていじめが今の社会に
おいて深刻で重大な問題であるということをもう一度しっかりと意識し、根
絶に向けたたゆみない努力の必要性を考えさせられることとなりました。

国におきましても、大津市の件を踏まえて、いじめの問題への取組の徹底
について、文部科学大臣談話を各学校や教育委員会へ発信されるとともにア
ンケートの実施なども進められまして、改めていじめ防止対策に動き出し
ておられるところであり、また、県におかれても知事並びに教育委員会委員
長の連名により緊急アピールを出されるとともに、もう一度県内の実態を把握
すべく、国の動きに合わせて県独自のアンケートを実施するなど、いじめの

根絶へ向け、さらに確かな取組を始めておられます。

いじめの問題は、人によつての捉え方や感じ方などが違うこともあり、なかなか難しいところがありますが、とにかく、人の死に至るようなことや被害者が学校に行けなくなるような事態だけは絶対になくさなければなりません。

また、このような問題が起こると、当事者だけでなく、携わる学校関係者などにおいてもその責任上、精神的に相当な重圧感や不安感を持ち、思い悩みながら解決に向け携わらなければなりませんので、現場職員の支援も必要となつてまいります。

以上のようなことを踏まえながらいじめ問題への県の今後の対応について聞かせていただきたいと思つますが、このたび、改めてアンケートによる実態調査が行われましたが、その結果をどのように生かしながら今後、いじめ問題に取り組んでいかれようとしているのかお聞かせください。

また、やはり常に子どもや家庭と向き合い取り組んでいるのは学校現場にありますので、県に対して期待されることはまず、現場において気軽に専門的な相談のできるスクールカウンセラーなどの人的支援を今以上に充実させていただくことだと思つますが、このことについても考えをお聞かせください。

次に、全国学力・学習状況調査の結果が出たことを受けて質問をいたしますが、3分の1の抽出校で行う全国学力・学習状況調査は4月に行われ、8月初旬に結果が公表されました。

そして、その結果で三重県は全国的に見て平均を大きく下回っており、順位にはこだわるものではないといえども、県としては相当深刻に捉えておられるよううかがえます。

教育は、点数や順位ばかりではかるべきではありませんけれども、都道府県別順位づけを確かめてみますと、三重県は小学校で45位、中学校で32位となつておりまして、これを見るとさすがにこのままというわけにはいかないのかもしれませんが。しかし、結果に即一喜一憂して右往左往するのでは

なく、現場での一人ひとりの地道な育成、指導を人格形成も図りながら余裕を持って積み重ねていくことが大切と考えています。

そこで、質問をしてみたいと思いますが、この結果を踏まえながらこれからの学力向上への取組を進めていかれることとなりますけれども、結果として目標をどこまでのレベルとされておられるのか、まずお聞かせください。また、今年度は、学力向上県民運動推進会議の開催やキックオフイベントの開催がなされることとなっておりますけれども、学力には県内でも地域差や学校間での差がありますし、また、その取り組み方も様々であることから、一律の方策をトップダウンで行おうとするならば、いかがかと思えます。

学力向上においても、地域や学校におけるこれまでの取組を踏まえて、それぞれに合った地道で粘り強い現場の取組が第一であり、現場からのボトムアップにより県が取り組むべきことを見出していくことが順序だと考えますが、これについても見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 教育の課題について2点お尋ねがございます。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、一つ目のいじめ防止への取組の関係でございます。

一つは、緊急調査を実施いたしましたので、その結果を今後どのように生かしていくのかという点でございます。

今回のいじめに係る緊急調査は、県及び市町の教育委員会及び各学校に対するいじめ問題への取組状況に関しての調査と、各学校におけるいじめの認知件数等についての児童生徒調査となっております。

その結果については、内容をしっかりと確認し、整理をした上で、10月上旬をめどに公表したいというふうに考えております。

今回の調査で認知をされたいじめの事案につきましては、県立学校の事案はもとより、小・中学校の重大な事案についても市町教育委員会としっかり連携する中で、早期解決に向けて人的支援など、可能な限りの支援をしてみたいと考えております。

また、10月30日にはいじめ問題に関する研修会を開催いたしたいというふうに考えておりますし、さらに、教員用のリーフレット、保護者啓発用のチラシ等を配付、それと、いじめ未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

今後は、各県立学校及び市町教育委員会に対しまして、各学校におけるいじめ等の実態把握について、少なくとも一つの学期に1回程度のアンケート調査を実施するなど、より適切な把握ができるよう指導、助言を行ってまいります。また、重大な事案につきましては、児童相談所や警察など関係機関と連携して迅速かつ適切に対応するよう、引き続き指導を行っていききたいと思っております。

さらに、学級満足度調査を活用した集団づくりを通して、子どもたち自身で解決できる力を育てる取組や、地域ぐるみで子どもたちを支えるネットワークを活用することによって、子どもたちが安心して学べる環境づくりを進めるなど、いじめの未然防止に努めてまいります。

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものですが、決して許されないことです。いじめによって今苦しんでいる子どもたちを救うために、全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

いじめの二つ目でございますけれども、人的支援を今後一層充実させていくべきというふうな点についてでございます。

いじめをはじめとする児童・生徒の問題行動には、生活環境や社会環境、子ども自身の抱えている課題が大きく影響をいたしております。問題の未然防止や解決を図っていくためには、学校だけで抱え込むことなく、外部の専門家の活用や、家庭、地域や関係機関等との連携協力ということが大変重要であるというふうに考えております。

本県では平成24年度、スクールカウンセラーを小学校123校、中学校159校、県立高等学校31校に配置するなど、教育相談体制の充実を図っているところでございます。また、スクールソーシャルワーカー4名、生徒指導特別指導員12名を県教育委員会に配置し、学校からの要請により派遣をいたしており

ます。さらに、必要に応じて複数の専門家で編成をいたします学校問題解決サポートチームを派遣するなど、各学校が適切に対応できるように、必要な人的支援をしっかりと行ってきたところでございます。

先般9月5日、文部科学省のほうから、いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針が示され、その基本的な考え方をもとに概算要求もなされているところでございます。その中には、いじめの早期発見と適切な対応の促進のために幅広い外部専門家を活用した、いじめ問題等サポートチームの配置や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとした幅広い人材の活用を図ることが盛り込まれております。

こうした取組につきましては、本県では既に実施をしているところでございますけれども、国の方針を十分踏まえ、スクールカウンセラーの配置の拡大、スクールソーシャルワーカーの増員、学校問題解決サポートチームの拡充など、今後も引き続き学校のニーズに合った人的支援ができるよう、積極的な検討をしていきたいというふうに考えております。

教育の課題の2点目でございます。

学力向上への取組でございます。

1点目は、全国学力・学習状況調査の結果を受けて今後どのような取組をするかという部分と、それと、教科に関する結果がどういう状態になれば望ましいというふうに考えるのかという点でございます。

本県の子どものたちの学力の状況は、全国学力・学習状況調査の結果によりますと、一つは、基礎的、基本的な知識、技能とともに、それらを活用する力に課題がございます。特に小学校については、国語、算数及び理科の活用に関する問題について、全国と比較して差が大きいこと、中学校については、国語の活用に関する問題について、全国と比較して差が大きいという結果が出ております。

また、家庭学習の時間、予習復習の習慣、早寝早起きの習慣、テレビやビデオの視聴時間など、学習習慣や生活習慣についても改善の必要がございます。

加えて、学校においては、児童・生徒の調査結果を学力に係る課題解決に向けて生かし切れていない状況も見られるところでございます。

こうした課題に対応するため、今後、三重大学とも連携し、調査結果を詳細に分析し、市町や学校の課題の改善に向けた取組を支援していきたいと思っております。

具体的には、各学校におけます授業改善を進める上で参考となる資料の作成や、指導主事によります学校訪問時の指導・助言、学校、家庭、地域が連携した学習習慣、生活習慣の改善に向けた取組等を推進していきたいと思っております。また、教員の授業力の向上に向けたカリキュラムの研究や教職員研修のあり方についても改善を進めていきたいというふうに考えております。

このような取組の充実を図るために、指導主事等の会議や市町教育委員会との協議を通じて学力向上に向けた取組を推進していきたいと思っております。

結果として望ましい姿でございますけれども、県の教育委員会といたしましては、将来、子どもたちが変化の激しい社会を生き抜く上で直面する様々な課題などに対して、自ら考え、判断して解決する力を身につけることが大変重要というふうに考えております。

教科に関する調査の結果から明らかになった課題を改善することにより、その基盤となります基礎学力の向上と定着を図ることが大切であるというふうに考えております。このため、各学校をはじめ、家庭・地域一体となった形での学力向上の取組を一層支援していきたいと思っております。

さらに、二つ目でございますけれども、地域、学校の現場の力を発揮するためにしっかり連携をとということでございます。

子どもたちの学力向上については、市町や学校が地域の実情に応じた取組を推進するとともに、家庭、地域との連携により県を挙げての取組を推進する必要があるというふうに考えております。このため、県教育委員会では今年度から4年間、県民総参加で子どもたちの学力向上を図るため、みえの学

力向上県民運動を実施いたします。県民運動の取組方策につきましては、10月15日に開催をいたします、みえの学力向上県民運動推進会議で御議論をいただき、11月2日に開催いたしますキックオフイベント等を通じて広く呼びかけていきたいというふうに思っております。

県民運動の展開をはじめといたしまして、学力向上の取組につきましては、学校、家庭、地域の主体的な取組となるよう、市町教育長会議、それと、全ての市町教育委員会等の訪問を通じまして、各地域での学力向上のための取組の状況や今後の施策等について情報共有、意見交換をさせていただいたところでございます。

さらに、今後PTA連合会や企業、NPO団体等へも積極的に働きかけ、情報共有、理解と協力を求めていきたいというふうに思っております。

県教育委員会といたしましては、県全体としての取組をベースに市町教育委員会との連携のもとで、各学校の取組や家庭、地域の積極的な取組への参画など重層的な取組を進めることで、県民総参加で子どもたちの学力向上が図れるような取組をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

○40番（日沖正信） 委員会の報告のような、なぞったような答弁やったと思ひまして、本当はいろいろもう少し聞かせていただきたいんですが時間が迫っているのです。もう一つだけ触れさせていただきたい質問がございますので、どうか、いじめの問題でも学力向上でも現場が十分に活躍できるような環境というものを、ぜひ現場と連携しながら築いていっていただきたいなことだけお願いをさせていただきまして、また、これ、後ほどどこかの機会でも議論をさせていただきたいと思ひますけれども、次の質問に入らせていただきます。

もう時間が迫ってまいりますので、もう少し話もさせていただきたかったんですが要点だけ聞かせさせていただきたいというふうに思ひます。

知事が今のこの三重県の厳しい産業経済状況の中で、この7月にみえ産業

振興戦略を示されました。（冊子を示す）これはいろんな調査も含めて、今までの取組も含めて相当しっかりしたものをつくっていただいたんだろうなというふうに思っておりますけれども、しかしながら、その産業振興ともう片方の雇用というものの戦略がなかなか前面に我々に伝わってこないものですから、この戦略における雇用面での戦略というものについて、お考えをこの機会に最後にお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今回の産業振興戦略におきまして、今後の産業政策に取り組む視点ということで、全体の視点を総括的に書いているんですけども、そういう産業振興に関する取組を通じて、地域雇用の維持・創出を行い、賃金の維持・向上につなげていき、地域の消費拡大、ひいては地域からのデフレ脱却を図ることを目指すべきと書かせていただいております、地域雇用の維持・創出というのが産業振興の大きな目的の一つであるということを我々も認識しております。

また、今回の戦略全体の目指す方向でもあります、多様な産業構造を構築するということは、それに伴って、多様な産業構造ができれば多様な仕事が増加し、それによって多様な働き方が実現していくと、そういうことにもつながっていくというふうに考えております。

時間の関係で具体的な内容にたくさん触れることはできませんが、新産業、新市場の創出をすること、あるいは、県内に立地している大手企業などの再投資を促進する、そういう制度の検討とかいうことで、大規模な雇用が維持される環境づくりとか、あるいは中小企業の成長を支える人材、あるいは若者の雇用のミスマッチ、そういう部分についても具体的に組み込んでいきたいと考えております。

なお、産業振興戦略においては六つ数値目標を挙げているんですが、そのうちの二つ、労働力人口に占める就業者割合の向上、サービス産業の就業者構成の向上という雇用に関する目標も掲げております。

いずれにしても、これまで県が取り組んできました就労支援という質的支援の側面にとどまらず、産業振興を通じた雇用創出という量的支援の側面にも積極的に挑戦していこうという意図でありまして、関係者の皆さんにも入っていただいている雇用創造懇話会の場も活用しながら、雇用政策について十分配慮してまいります。

議員御指摘のとおり、具体的な政策の部分について、まだまだ説明不足の部分や具現化されていない部分もあるかと思っておりますので、その点、しっかり具体化をし、関係者の皆さんと連携して取り組んでいきたいと思っております。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

○40番（日沖正信） 雇用ということは、県民の皆さんが一番生活を支える、県民の皆さんの生活を支えるのが雇用でございますので、その面、しっかり県民の皆さん方に実感いただけるような取組をぜひお願いいたしたいというふうに思います。

もう時間がございませんのでこれぐらいにさせていただきますけれども、本当はもっといろいろ議論させていただきたかったんですが、初めて私も70分という代表質問の機会をいただいて、うまくちょっと時間配分をすることができませんでした。また、これからの機会を捉えながら様々な議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

これで終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 48番 山本 勝議員。

〔48番 山本 勝議員登壇・拍手〕

○48番（山本 勝） 自民みらい、桑名市・桑名郡選出の山本勝でございます。自民みらいを代表して質問させていただきたいと思っております。

初めに、今朝テレビを見ておりますと、日中国交正常化40周年の式典が延期をされたこと、こういうことでございまして、大変経済界のほうでは心配をするこんな面が報道されておりました。我が県におきましても、特に知事は、7月にまとめた、先ほども話ございましたみえ産業振興戦略に位置づけられた国際戦略に基づいて、9月の中旬、成長著しいアジア市場で県内中小企

業の販路拡大に向けて大変知事が先頭に立って御尽力をいただいております、それが連日の新聞なりテレビで報道されておりました。大変力強く思っております次第でございます。特に最近のいろいろ今日までの成果としては、2013日台観光サミットを三重県に誘致する、そして、また、台湾政府の日台産業連携推進オフィスとの産業連携の締結とか、そして、また、中国の上海並びにタイのバンコクでは県のビジネスサポートデスクの開設、そして、また、タイ投資委員会との産業提携の締結に向けた合意を得られるなど、大変ある面では精力的に活動をしておみえになりまして、大いにエールを送りたいなと、こうやって思います。知事、何かコメントがございましたら、その成果なり御報告について、後でちょっと結構でございますので、県政運営と一緒にひとつできればコメントをいただきたいなと思います。

それでは、発言通告に従いまして質問をさせていただきますが、代表質問でございますので細かい問題等につきましては極力避けさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

初めに、平成25年度の県政運営に関する鈴木知事の考え方についてお伺いします。

御承知のように平成24年度は、みえ県民力ビジョンに基づく県政運営の初年度でございます。また、このビジョンの行動計画の中には、今後4年間に重点的に取り組む課題が選択・集中プログラムとして示されているところでございます。申し上げるまでもなく、県政運営には、不変のサービス、そして継続的に実施していかなければならない部分もございますが、環境の変化に応じて臨機応変に対応していかなければならない場合もあり、4年間に社会経済情勢の変化も大いに予想されるわけでございます。

緊急課題解決プロジェクトとして選択・集中プログラムに掲げられたものは、まさに現在目の前にある解決すべき課題と言えますが、それとて4年間同じように注力をしなければならぬかどうかは、そのときそのときの判断があつてしかるべきだと考えます。

先日の知事提案説明では、防災・減災対策、紀伊半島大水害からの復旧、

復興、産業振興における海外戦略、観光誘客の推進など幾つかの項目に関して、これまでの取組や今後の方向について述べられました。紀伊半島大水害からの復旧、復興をはじめとする防災対策などについては、知事は何度も現場を訪れ、先頭に立って取り組まれており、知事自身が県政の重要な課題であると認識をされていることは、恐らく県民の皆さんにも大いに共感をするところがあるのではないかと、このように思われます。

また、産業振興における海外戦略、観光誘客の推進についても、先ほど述べましたように、知事自ら海外に出張し、セールス活動を展開するなど、やはり経済産業省出身であることを改めて思い起こさせるテーマであり、鈴木知事の力を入れぐあいが容易に想像できるところであります。

そこで、お伺いいたしますが、鈴木知事は先日の知事提案説明の中で、平成25年度三重県県政運営方針案については、10月に議会にもお示しをいただくと述べられました。知事提案説明においても、来年度中心的に取り組んでいこうとしていることについて、私が例えを挙げた幾つかの項目も含まれておるように思うわけでございますが、来年度の県政運営に向けて、どのような考え方で取り組もうとしておられるのか、先般も秋の政策協議が9月の18日、20日、22日と行われておりまして、一部の新聞では内容も少し報道されておりますが、現時点での検討状況をお伺いしたいと思えます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） それでは、御質問いただきました2点、まずは県政運営のほうを先に答えさせていただきます、その後海外展開についてコメントをさせていただきますと思います。

平成25年度の県政をどのように展開していくのかという大まかな考え方ということでありますが、平成25年度はみえ県民力ビジョンの2年目を迎えます。これまで、県政を取り巻く様々な政策課題に対応するため、新たな事業や制度の構築、計画の策定などに取り組んできましたので、その実行と具現化により成果が求められてくる年になると考えております。

このため、まずは議会でも議決いただきましたみえ県民力ビジョン・行動

計画に掲げた各施策等の目標達成に向けて、県民の皆さんや市町など、様々な主体との協創の取組を進めるとともに、部局横断的、総合的な取組を全力で進めます。

平成25年度の政策展開につきましては、まず、先ほど議員も触れていただきましたが、県民の命と暮らしを守るという観点では、引き続き防災・減災対策の推進と紀伊半島大水害からの復旧、復興に全力を傾けるとともに、人と地域の夢や希望という観点では、地域の一体感と活力を生み出すスポーツの振興、県民力で取り組む学力向上、また、強みを生かした経済の躍動という観点では、絶好のチャンスである平成25年の式年遷宮や平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年を契機とした観光誘客に全庁全県挙げて取り組みつつ、また、みえ産業振興戦略の具現化、こういうものなど、選択・集中プログラムを中心に、また、一方で、議員御指摘がありましたとおり、社会経済情勢は刻一刻と変化しておりますので、そういうものを踏まえた、例えばいじめ、児童虐待対策などにもさらに注力するなど、戦略的に取り組んでいきたいと考えております。

また、政策展開を推進するための行政運営に当たっては、三重県行財政改革取組に定めた52項目を進め、めり張りのある経営資源配分を実現し、効率的で効果的な事業執行を図ります。

財政運営では、予算編成プロセスを見直すことで税金の使い道をオープンに議論し、これまでの事業の成果を検証しつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる予算編成を実現します。

組織運営では、現場重視でみえ県民力ビジョンに掲げる施策の的確な推進を図るため、地域機関の見直し等を行います。

平成25年度の県政運営に当たっては、PDCAサイクルのプラン、Pの部分として、政策課題や行動指針を明確にした単年度の方針である平成25年度三重県経営方針を策定することとしています。このため、先ほど議員も触れていただきましたが、9月18日、20日、22日には私と全部局長等が一堂に会した秋の政策協議を開催し、今年度取り組んでいる選択・集中プログラムの

上期の進捗状況を踏まえた中間評価と平成25年度の方向性について議論したところであります。

これらの検討結果や今後の議論、社会経済情勢の変化等を踏まえた上で、平成25年度三重県経営方針を策定し、これに基づき県政運営にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、海外展開の点であります。

世界のGDPは、2000年の約32兆ドルから2010年には約63兆ドルと、約2倍に増加しています。そのような状況の中、日本は約1.2倍と停滞していますが、中国は約5倍、ASEAN諸国全体では約3倍と、アジア市場は著しく成長しており、また、これらの地域では富裕層が格段に増加しており、世界の生産供給地から世界の消費市場へと大きく変化をしています。

したがって、国内市場が縮小する中、アジアをはじめとする新興国など、成長する海外市場を取り込んでいくことは重要な戦略であると認識しております。

みえ産業振興戦略の調査においても、海外展開を行っている企業ほど業績が好調であり、国内雇用も増加しているとのデータがある一方で、県内企業の海外展開は県外企業より遅れている傾向にあります。

意欲ある県内企業の海外展開への挑戦を支援し、アジア・ダイナミズムを県内企業に取り込むべく、大学や県内事業者の皆様方とともにミッション団を結成し、中国市場へのゲートウエーである台湾、アジアにおける経済の中心地である中国及びASEAN地域のハブとしての役割を担うタイ、バンコクにターゲットを定めて訪問をしてまいりました。あわせて、中小企業の付加価値向上のためのパートナーとしてのドイツ、フランスも訪問をいたしました。これらの訪問での成果などについては、先ほど議員からも御指摘いただきましたが、加えて、先般上海で行われました展示商談会においては、27件に上る具体的な商談があったと報告を受けております。タイミッションの参加企業においても取引につながるような具体的な成果が出つつあると伺っております。

他方、海外展開にはリスクもあります。しかし、そこから逃げていてはビジネスチャンスはつかめませんし、各中小企業は日本の経済低迷に埋もれてじり貧になってしまうということは明らかであります。そこで私は、行政の仕事はそのためのリスクやハードルをなるべく低減し、そのための最初の道を切り開き、中小企業の挑戦を応援していくということであるというふうと考えております。そのため、これまで三重県ビジネスサポートデスクなど、設置いたしましたが、そういうようなことなどをはじめとして、さらに海外展開、県内中小企業のビジネスチャンスにつながる海外展開を推し進めていくべく取り組んでまいりたいと考えております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） ありがとうございます。

特に海外戦略の展開につきましては、成長著しいアジア市場の中で意欲ある県内企業を積極的に後押ししていくという意味で、これからもそういう、ひとつ施策を大いに展開していただきたいと思います。

それと、やっぱり、今お話がございましたようにリスクも伴うわけでございますので、やっぱり最小の費用で最大の効果を上げるような、こんな海外展開の戦略等もやっていただければなど、このように思っております。

それから、県の経営方針の答弁でございますけれども、ありがとうございました。まさにみえ県民力ビジョンの理念は幸福実感日本一でございますし、それから、その行動計画については16本の政策と56本の施策ということで、これの延長の中で緊急課題解決を重点に来年度も組まれていくと、こういうことでございますが、今の知事の答弁では、知事提案説明でございました、その辺の域はあんまり出ていないような、それも今は検討中だから難しいということかもわかりませんが、出ていないような感じでございますし、それと、みえ県民力ビジョンとこの中の、いろいろ、今、知事、おっしゃったと思うんですけども、やっぱり平成25年度に向けての新たな施策というのはなかなか聞けなかったかなと思っておりますが、できればひとつ、議会も9月と2月が代表質問の機会でございますので、今回、今年度は10月9日に

全員協議会で説明をされるということをお聞きしておるわけでございますが、例えばそれを10日間ぐらい早めていただく、そういう意味では、今年は9月の中旬には知事が海外へいろいろ行かれたという面で政策協議ができなかったという面があるかと思えますけれども、やっぱり来年も同じような形ということになれば、10日間ぐらい早めていただき、そして、また、議会のほうも、議長のいろいろお図りのもとに、日程等もちよこつとぐらいは、四、五日ぐらいは遅らせていただいたならば、9月議会の中で経営方針が出せるのではないかなと、このように思いますので、その辺のところも、もし、知事、少しコメントがあれば。特に今回の秋の政策協議の中でも、今、日沖議員のほうからお話がございましたように原子力の対策の問題もいろいろ話題に上がったようでございますし、余りこういうところには書いてないわけでございますから、そういう意味ではちょっとそういう日程を調整するというのは少しどうか、もしコメントがあればお伺いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今回、この日程などについて説明が不十分であったということで、御迷惑をおかけして大変申しわけないと思っておりますが、もちろん私の日程もさることながら、上期の進捗状況の成果の確認というのをしっかりしないといけないということでこういう日程の状況になっております。今後の審議のこととかについてはいろいろ御相談をしながらということになろうかと思っております。

また、新たな項目が今出ていなかったということについては、まさにこの前秋の政策協議をやって、どこに重点を置いていくのかなどについて、再度詰めの議論をしているところであります、ここでちょっと新しいことを改めて申し上げることができなかったのは大変申しわけなく思いますが、また今後その御議論の中でいろいろ御意見いただければと思っております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） どうも、知事、ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域機関の見直しについてでございますが、地域機関の見直しについては

先般の全員協議会において見直し案の概要が示されたところでありますが、その考え方についてお伺いをします。

これまでも地域機関の組織については、本庁部局編成とも連動しながら、その時々々の状況や知事の考え方を反映して見直しを進めてきたものと理解しております。

平成10年度の組織改正においては、県民局に部制を導入し、県民局長の総合調整権を強化するなど県民局制度の強化を図っており、平成18年度には、市町村合併の進展等を背景に県民局制度を改め、本庁各部局縦割りの事務所制といたしました。そのようなこれまでの経緯も踏まえて、今回、全体としてどのような理念、考え方で見直しを実施しようとして考えておられるのか、ちょっとその辺のところのお考えをお聞きしたいなと思い、そこでお伺いをいたしますが、全員協議会において知事からの説明があった現場重視を掲げる鈴木県政において、現場に最も近い地域機関の見直しに対する知事の思いを改めてお聞きしたい。

二つ目には、今回の見直しに当たって、具体的な見直し案も示されたところですが、全般的にこれが目玉だという意気込みが見えないように感じます。財政状況の厳しさもあり、地域機関全てを強化することも難しいのはわかりますし、一定の簡素化や効率化が必要になることも理解できます。それでも、県民が望む部分を強化、充実することは必要ではないでしょうか。

そのような観点から見直し案を見ると、県民の安全・安心確保や地域特性に応じた組織体制といった部分が重点的な項目のように見えますが、しかし、地域防災総合事務所や地域活性化局について、いろいろ思惑はあろうと思いますが、どんな点に期待を込めてこれを設置されようとしておるのか、知事の考え方をお伺いしたい。

三つ目には、今議会で提案されたわけですがけれども、先般の全員協議会でもいろいろ意見が出ました、そして、また、恐らく市町からもいろいろ意見が出ると思いますので、11月会議まで関係条例を提出するという意向、目標はあろうかと思いますが、今後いろいろ意見があれば随時修正をしていくと

ということのお考えがあるのか、三つお伺いをいたしましたと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地域機関の見直しについて御質問をいただきました。

3点あったかと思いますが、まとめて答弁をさせていただきたいと思いません。

現場重視という点でありますけれども、私は職員一人ひとりがまず徹底的に関係者の方々と真摯に向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していくことが現場重視であると考えており、この考え方は、地域機関、本庁を問わず、県組織全体、職員全員が共有していかなければなりません。

このため、地域の第一線で業務を実施している地域機関での課題把握、組織全体での共有、課題解決のための本庁での施策立案という流れがスムーズに進むよう、地域機関の見直しを実施します。

見直しに当たっては、地域での要望も踏まえ、重点的な体制整備が必要と判断した防災危機管理体制や児童相談体制の充実に努めるとともに、全県一律の体制にこだわることなく、地域に必要な機能を整備することにより、県民サービスの向上を図っていきます。

ちなみに市町などからあった主な要望は、地域防災の充実が必要、あるいは災害対応には各事務所を束ねる権限が必要、児童相談に関する専門職の体制充実が必要、児童相談における介入型支援等の充実が必要、東紀州地域は地域活性機能が不可欠などの御要望をいただいております。

そういうのを踏まえまして、具体的には、地域における防災危機管理体制充実のため、地域防災総合事務所（仮称）及び地域活性化局（仮称）を設置します。非常時には災害対応等において各事務所の総括を担うよう、通常時から横断的機能を持つ地域機関として整理した上、所長及び局長については危機管理地域統括監の職を兼ねることにより、他の事務所長とは異なる位置づけとし、地域全体としてこれまで以上に総合的な災害対応が実施できるよう、仕組み等の詳細な検討を進めてまいります。

さらに、南部地域におきましては、地域の活性化に関する県の役割への期

待も大きいことから、他地域における地域防災総合事務所の機能に加えて、南部地域活性化プログラムの取組などを横断的、総合的に実施していくこととし、地域活性化局とします。

今後、本庁も含めた県組織全体でみえ県民力ビジョンを着実に推進するという視点で、まだ議論の途上でありますので、議会をはじめ、市町や関係者の皆様からの御意見をしっかりと踏まえて引き続き検討していきたいと考えておりますし、また、先日の全員協議会などでも御指摘いただいた県民サービスの視点というものにも配意していかなければならないと考えております。

今回、目玉というようなお話がありましたけれども、過去、方向が大きく振れることによって、カウンターパートあるいは関係者たる市町の方々とかにいろんな混乱を来してしまったということが現場にあったということも事実であるというように私は聞いております。

そういう意味で、今回はとにかく、市町の声、地域の声、そういうのを大切に、その中で特に要望の強かった防災危機管理体制、それから地域活性化の部分について重点的に取り組みたいと、そのように考えた次第でございます。

以上です。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） 知事、ありがとうございます。

現場重視ということではいろいろお考えを述べられましたが、確かに現場の意見を聞いて、防災と、それから東紀州を含めた特化していくという面ではそれはいいんですけども、ある意味ではもう少し細かい地域の機関、それから地域の特性の細かい問題についてもやっぱり聞いていかんと、現場重視の考え方というのはなかなか言葉だけになってしまうのではないかなと、こういうぐあいに思いますので、これについても少し付言をしておきたいと思えます。

それと、今回の組織改正で地域防災事務所等を設置していくということでございますけれども、予算等の権限を持たないという説明であったと思いま

すけれども、県民局時代から比べると、そういう面では予算を持っていないということでは、市町とのかかわりというのはどちらかといえば希薄になってきたと。ですから、何か話をするだけでなかなか心に通じるものがなくなってきて、どうしても両方が疎遠になってきたと、こういうようなお話もよく聞くわけでごさいます、やっぱり地域の中で東ねていくことになれば、経営資源というんですか、金、人、物、こんなところもつけてやらないと、ある面では大変地域の中では難しい面があるかと思えますし、地域の中では実働部隊というのも今はないわけでごさいますし、そんなことからいきますと、もう少し今回の中でも工夫をすべきではないかなと、こんな思いをちょっと持たせていただいておりますけれども、これにつきましては時間の関係で、今後のひとつ協議の中でお話しさせていただくということで要望にとどめておきたいと思えます。

次に、危機管理体制についてお伺いしたいと思います。

昨年は、国難とも言える東日本大震災により甚大な被害が発生し、本県においても津波により、水産業が40億円以上の被害を受けました。紀伊半島大水害においても2名の方が犠牲となり、住宅被害が2700棟以上に及ぶ大規模な自然災害が発生しました。また、高病原性鳥インフルエンザが紀宝町と南伊勢町の2カ所で発生し、多くの県職員の皆さんが作業に携わりました。

今年になって、北朝鮮によるミサイル発射や夏の電力不足など、自然災害だけでなく多岐にわたる危機が発生をしており、県民の安全・安心を確保していくには、県による迅速かつ的確な対応が求められています。

県では危機管理について、これまで危機管理方針や危機管理計画による、知る、備える、行動する、をキーワードとして、危機発生の前兆防止から危機発生時の対応、復旧、再発防止までを総合的に取り組まれてきました。

こうした中で、今年度新たに危機管理統括監を任命するとともに危機管理課を新設し、本格的、組織的に危機管理に取り組む体制を整備されました。

この体制は、危機に対して総合的、横断的に、かつ迅速に対応しようとするためであると聞いておりますが、本年度ももう半年が経過をしようとして

いる中、実際何が変わったのでしょうか。従前の体制と比較をして、どのような点が強化されたのでしょうか。今、私どもに、この目に映るのは、港湾改修工事に係るこの問題等については、ある面では認識をさせていただきましたが、それ以外の活動内容については余り私どもに見えてこないように思われます。

そこで、2点お伺いいたしますが、まず、4月からの新しい危機管理体制のもと、これまでにどのような危機管理が行われ、これまでに比べどのような効果があったと認識をされているのか、その点についてまず1点お伺いし、また、二つ目に、この危機管理体制にどのような課題があるのか、今後どのような部分に力を入れて取り組んでいかれるのか、その点につきましてお伺いをいたしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新しい危機管理体制のどういうふうやってきたのかということ、どういう効果があったんだということについて、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

近年では、自然災害、食の安全、感染症、様々な事件・事故など、県として総合的な対応を必要とする危機事案が日々数多く発生していることから、県庁内の全ての危機管理を総合的に調整するとともに、危機発生時に強い指揮権限を持つ危機管理統括監を設置しました。

この体制により、4月以降、自然災害、食の安全、感染症はもとより、業務上のミス、県有施設でのトラブル、また、今回の港湾改修工事における一連の事案など県における危機事案だけでなく、北朝鮮によるミサイル発射やこの夏の電力不足あるいは尖閣諸島問題、企業の不慮の事故、様々な児童・生徒に関する事件・事故などについても、危機管理統括監を核として、迅速な組織内の情報収集・共有のほか、その対応方針の策定などについて庁内外の調整を行うなど、365日24時間体制で、昼夜を徹して総合的かつ横断的な対応が図られています。

中でも、北朝鮮の人工衛星と称するミサイル発射予告に際しては、事前に

庁内及び市町へ情報共有するとともに、万一の事態に備え通常の宿日直体制を強化するなど万全の待機態勢で臨み、国からの情報を滞りなく市町や消防関係機関に伝達を行ったところであります。

さらに、今年の夏の電力需給対策において、初めての事案にかかわらず、計画停電への対応など、市町と連携して迅速な危機への準備が進められました。また、原子力対策などでも国との調整を行ったり、その他、自衛隊、海上保安庁、警察本部などとの関係構築においてもリーダーシップを発揮しております。また、他自治体でも発生した事案の類似調査なども行っておるところであります。

このように、あらゆる事案について情報が迅速かつ一元的に集約され、総合的に調整が行われるとともに、マスコミ等を通じて集約された情報や県の考え方、取組方向をリアルタイムに県民の皆さんに提供できるようになったことも新体制の効果だと考えております。

また、内部的には部長級より一段高い位置の職であることから、部局横断の調整もスムーズに行えるようになったことも大きな効果であります。

今後も、県民の皆さんの命と暮らしを守るため、危機管理体制の一層の充実、強化を図り、本県のさらなる危機管理力の向上に努めてまいります。

いずれにしましても、内部的な対応が多いものですから、なかなか外には見えにくいという部分もあろうかと思えます。しかし、危機対応というのは、備えていて何も起こらないというので表に出ないケースとか、あるいは無事で当たり前というようなケースが多いのも事実です。そういう意味では、私、23年度もやって今24年度もやらせていただいておりますが、危機対応の庁内の総合力ということでは前年と比べて向上したと考えておりますし、そのことで県民の皆さんに成果を還元できているポストであるというふうに確信しております。

〔渡邊信一郎危機管理統括監登壇〕

○危機管理統括監（渡邊信一郎） 危機管理体制についての課題とその対応、どの部分に力を入れていくかについてお答えをいたします。

これまで、自然災害はもとより、県民の健康や生活環境に好ましくない影響を及ぼす事案でありますとか、業務上のミス等によるトラブルなど、様々なリスク、危機へ対応を行ってまいりました。

これらの対応を通じまして、危機の発生を未然に防止するためには、リスクに素早く気づき、いち早く対応できるように、職員一人ひとりの危機意識を向上させるとともに、発生する危機をあらかじめ評価し、それに応じた対策を事前に講じ、発生時には的確に対応できる体制づくりが重要であると再認識をしたところでございます。

そこで、現在、行財政改革取組において、危機管理力の向上を柱の一つとして位置づけ、人づくりの改革として、新たな検証シートを活用し、各課における話し合いを重視した危機管理意識向上研修や、現場で指揮をとる管理者層の判断力、対応力の向上を図る危機管理リーダー研修を新たに実施いたしております。

さらに、災害対策本部における機動的な機能等を強化するとともに、県全体に大きな影響を与える食の安全・安心、鳥インフルエンザなどの危機に対しても実践的に対応できるように、各対策本部における危機管理マニュアルの点検でありますとか訓練を実施しているところでございます。

今後も組織一体となった危機管理力を高める人づくりを進めるとともに、地震、台風等の自然災害だけではなく、様々な危機に対して迅速かつ的確に対応できる体制づくりを目指してまいります。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） どうもありがとうございました。

渡邊危機管理統括監が出ていただくと、何かある面で活動の内容というんですか、そんなところがちょこっと浮かび上がってきて、これからもたびたび質問して出ていただきたいなと、こんな思いもさせていただきました。今、統括監のところで、三重県の場合の危機管理という定義でございますけれども、県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態及び県の組織運営において県民の信頼を損なう事態をいうということでございまして、まさに今の港湾の

この問題につきましてはそれに該当するわけですが、私、この質問、なぜさせていただいたかといいますと、県の危機の分類というところにいる見させていただきますと、県民生活と組織運営ということで両方あるわけですが、あらゆる危機の問題がこの危機分類の中に入っているわけですが、これから言いますと、自然災害とか健康はいいんですけど、生活環境、社会活動、経済活動、その他テロとかハイジャックとか、そんなのはいいんですけど、あと、職員の不祥事とかいろいろあるわけですが、もう少し想定するならばこの半年間にあらゆるところに渡邊危機管理統括監は首を突っ込んでみえたんじゃないかなと、こういう思いをするわけですが。先般私も、新潟県のほうへちょっと伺いしましたら、ちょうど三重県のモデルのところをごさまして、危機管理のいろいろ話も聞かせていただきました。新潟県はちょっと違う、日本海を抱えておったり、拉致のいろいろな話もありましたから違うわけですが、新潟県の場合の危機の定義というのは、県民の生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態で、災害、重大事故、重大事件、武力攻撃、その他ということで、あんまり日常のいろいろな問題については入っていないわけですね。そういう面からすると、三重県モデルがこれでこれからいい方向に行くのかどうかよくわかりませんが、その辺のところも少し整理をされて、何でも突っ込んでいくということになれば、下のほうから何でも解決してくれるということになって来ますので、その辺のところはもう少し一考されたほうがいいんじゃないかと思いますが、もしございましたらどうぞよろしく願います。

○危機管理統括監（渡邊信一郎） 議員のおっしゃるとおり、私どもは非常に幅広く危機を捉えておりまして、様々な危機を私に対応するというところで話を進めております。非常にそういう意味では大変厳しい職でございますけど、ただ、私が中心となりながら、危機について全職員やっぱり一体的に取り組めるように軸になっていきたいと、そういう思いを持っておりまして、そういう意味ではあらゆる危機に私に対応させていただくことで危機対応につい

でのレベルアップが図ればなと思っております。以上でございます。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） どうもありがとうございます。

ちなみに新潟県の場合は、職員も危機管理の関係の職員、危機管理のいわゆる直接やられるところだけで約14人ぐらいおみえになりましたね。三重県の場合は四、五名ということに直接はなって、ほかの職員がカバーをしていくということになるかと思えますけれども、ひとつあらゆるところに対応していただくというならば、ある程度の時期が来たらとにかくどんどん部課に振っていかれるというような、こういうような体制をとっていかれるんやないかと思えます。ひとつあらゆる問題等に対応していくということがいいのか悪いのかということ、もう少しできれば御論議いただいたらいいんじゃないかなと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

私は表題を変えさせていただきましたが、港湾改修工事に関する不適正事務を踏まえた再発防止策について質問させていただきます。

去る8月31日、両副知事をトップとする県の調査チームから、県施工鳥羽港改修工事に係る調査報告書が公表されました。

それによると、国の平成20年度補助金を受けて施工した県施工鳥羽港改修工事において、工事が工期内に完成できないことから、国の補助金を確保するために行った国に対する事故繰越手続の過程で、チリ地震に伴う津波により施工中の箇所が被害を受けたことを示す写真を別の写真と取りかえるなど、虚偽の書類を作成したことが報告をされています。

さらに、こうした工事における偽装を隠すため、情報公開請求に際し、工事に関する内容について公文書の改ざんが行われたことも明らかになっています。

新聞報道によりますと、これらの行為は、鳥羽港の開港期限が迫り、職員が何とか工事を完成させなければならないとのプレッシャーを感じた中で行われたことがうかがわれ、私もその気持ちを理解できなくはないところで

が、やはりこうした一連の行為はあってはならない、あるはずのないものであり、言語道断と言わなければなりません。

これまで三重県は、行政改革先進県、また、情報公開先進県を標榜し、全国に先駆けて改革の歩みを進めてきたところでありますが、このたびの行為はこうした取組を踏みにじり、県民の信用を大きく失わせる、極めて重大な問題であります。

調査報告書を読み、不適正な工事手続と公文書の改ざんの背景、要因を含めた今回の事案の全体像はおおむね理解をしましたが、このたびの行為が職員個人ではなく組織的に行われたものである点について、会派を代表して、関係者の猛省を促したいと強く思っているところであります。

そこで、知事にお伺いいたしますが、一つは、今回の調査は両副知事をトップとする調査チームでまとめられましたが、調査結果の報告を受けて、その結果についてどのような認識を持たれているのでしょうか。もう1点は、先般発表された県の再発防止に向けた対策であります。私もこれらの対策に早急に取り組んでいただくべく最重点項目としてこれから再発防止の対策については取り組んでいただきたい、そんな思いを込めて再発防止に向けた知事の決意をお伺いしたいと思えます。

以上です。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今回の港湾改修工事における不適正事務を踏まえた再発防止策などについて答弁させていただきます。

今回の港湾改修工事における一連の事案では、事故繰越の資料や出来高部分検査において不適正な工事手続が明らかとなるとともに、これらの工事手続について問われることを避けるため、公文書の書きかえなどを行ったことが判明いたしました。

公文書に虚偽があること自体、県民の皆様からすれば到底想定し得ないことであり、これらの行為の中には幹部職員が関与したものもあり、組織的かつ計画的なものであって、断じて許されないことであります。

このようなことが起こった根底には、職員に自らの行為が及ぼす社会的影響に対する認識の甘さがあるだけでなく、県民の皆様からの血税により県政を運営していることに対する緊張感が欠如していることのあらわれでもあると考えます。

私としましては、こうした職員による行為が社会的に非常に大きな影響を及ぼすものであり、県政全体への県民の皆様からの信頼を大きく損なう重大な問題であるとの認識を持っております。

私自身、このような事態を招いた組織運営、職員に対する管理監督の責任を極めて重く感じており、自らが先頭に立って職員とともにこの重大な問題に対して強い決意を持って真正面から取り組んでまいります。

このため、今回の事案を踏まえ、過去の事故繰越や情報公開に関する手続等の再点検や再発防止に向けた対策について、計画的かつ速やかに実行してまいりたいと考えております。

今後、二度とこのようなことが起こらないようにするとともに、一刻も早く県民の皆さんからの県政に対する信頼を回復することが私の役割であり、全組織を挙げて取り組んでまいります。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） どうもありがとうございました。

この起きたことにつきまして、知事のほうから説明がございました。そういう意味では、いろいろ反省をしていただかなければいけない、いろんなところもあろうかと思いますが、ひとつここに至っては、やはり再発の防止をいかにして進めていくか。いろいろ案をつくっていただいた中を見させていただきますと、例えば部課内で組織的に行われたという面もなかなかやっぱり防げない、ある面では盲点の部分がございますけれども、いろいろ見させていただきますと、ある面ではいろいろ対応されておる面があるなど、こういうように判断をさせていただきますと、ひとつチェックもダブルチェック等もいろいろかけていただく中で、早急にやっぱりこの種の問題については対策をしていただきたいなど、こう思っていますし、全庁的にいろいろこれ

からやっていただくということでございますけれども、ある面でひとつ対策が生きていけるような、生かされていくような、こんなようなところに持って行っていただきたい、このように思うわけでございます。どうぞひとつそんなところを心して、これからの再発防止に向けて努力をしていていただきたいなど、このように思います。

それでは、時間もございますので次の質問に移らせていただきたいと思えます。

日沖議員とダブるところもございますけれども、私は私の観点からひとつ質問させていただきたいと思えます。

南海トラフ巨大地震への対応について、8月29日、国は南海トラフを震源とする巨大地震の被害想定を発表いたしました。あわせて、震度分布や10メートルメッシュによる津波高や浸水予想図などの推計結果も示されました。3月31日に最初の発表がされたときもそうでありましたが、衝撃的な数字が発表されたために、地域も市町も相当混乱をしている、このようなお話もお聞きをいたしております。

県内の状況は、震度分布につきましては震度7が17市町、震度6強が10市町、震度6弱が2市と、県が平成16年に実施した被害想定調査には震度5強や5弱が含まれていたことに比べ、より深刻な状況になっております。

また、津波高は鳥羽市の27メートルが県内最高となり、3月発表時では鳥羽は24.9メートルでございましたが、3月発表時よりも上昇しております。津波到達時間も示されており、1メートルの津波が到達するのに、尾鷲市、熊野市で県内最速で4分とされております。

被害状況につきましては、三重県の被害が最大となるケースは東海地方が大きく被災するケースであり、全壊棟数が最大約23万9000棟、死者数が最大4万3000人となっており、いずれも県の被害想定調査に比べ驚くべき数字であります。

この国の発表を県民はどう受けとめているのでしょうか。一般の方にとっては、27メートル、4分、4万3000人、この最大値だけが頭の中にすり込ま

れ、例えば、鳥羽市で申しわけないですけど、鳥羽市民にとっては津波高最大の27メートルは鳥羽市内のどの場所か示されていないために、市内沿岸全てに同じ高さの津波が到達をすると心配し、中には、逃げてでも無理だと避難を諦めてしまう、そんな人まで出るのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたしますが、このような国の発表のあり方、これはいかなものかなと、このように私は思います。この国の発表を県民がどう受けとめたらいのか、どう受けとめるべきなのか、まずこれをひとつ、知事の所見をひとつ、一回お伺いしたい。

また、そうはいうものの大地震が起きれば被害が出るのは必須であり、対策を講じておかなければならないのは言うまでもありません。

ちなみに国の発表では、対策を進めることで被害が軽減される量も示されました。それによれば、三重県においては、建物の耐震化、家具固定の対策実施率100%、津波には発災後すぐに避難を開始し、津波避難ビルなどを有効に活用するなどをして、死者数は、当初、先ほど国が発表しました4万3000人が、約4600人に減らすことができると、1割に減らすことができると、こういうぐあいにもされております。

県は東日本大震災後、まずは津波からの避難体制を整備するために、県独自の津波浸水予測調査を実施、緊急地震対策行動計画をつくって、矢継ぎ早の対応を行ってきました。これは、私は県民の安全・安心を考えた素早い対応だと評価をさせていただきます。そして、今年度に改めて県の地震被害想定調査を行い、新地震対策行動計画を策定する予定と聞いております。国の被害想定とこれらの県の取組がどのように関係し、整理なされるということが、今まで出された方針をどのように変更していくか、このことについて、できればひとつ県民にわかりやすい説明が必要だと、そのように思います。

そこで知事に、県として今回の国の発表を受けて、これからの地震・津波対策方針をどう考えていくのか、また、市町、地域、そして県民個々はそれぞれに何をなすべきなのか、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

それと、もう一つ私のほうから提案でございますけれども、どのような地震、津波であれ、命を守るためには、耐震化や家具固定、津波避難の自助が一番肝要だと思います。市町が公助として取組促進のための補助を行ったり避難経路整備やハザードマップの作成、配布を行っても、県民自らが行動をしていただかないと被害軽減にはつながりません。私としても自助の取組を進める県民運動が最も効果的に思えるわけですが、そういう県民運動を展開していく考え方はないのか、これもお伺いをいたしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 地震・津波対策の関係で3点御質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まずは、南海トラフ巨大地震について、国の発表を県民はどのように受けとめるべきなのかという点であります。

国が8月29日に公表しました南海トラフ巨大地震の被害想定は衝撃的な内容であり、私自身も大変驚いたところであります。津波高等についても、大きな数字ばかりが取り沙汰されるため、この数字に少なからぬ戸惑いを覚える県民の皆様も多数おられることと思います。しかし、私がこの場をおかりして重ねて強く申し上げたいのは、この想定は、国レベルの防災対策を検討するために推計された、あくまでも理論上のものであって、時間軸で言えば千年、万年単位のものだということであります。

県は去る9月2日、鈴鹿市と共同で総合防災訓練を実施しました。その第1部において天名地区の皆さんに、国の想定は想定として、県独自の津波浸水予測をもとに避難訓練を行っていただいたところであります。

つまり、県民の皆様には今回の国の想定を冷静に受けとめていただくようお願いをしたいのであります。そして、現在、県民の皆さんがしっかりと各所で取り組んでいただいている避難場所の選定や避難路の整備、津波避難計画づくり、地域主導の防災訓練など、生きるために備える、生きるために逃げるの取組を、これまでどおり着実に進めていただきたいと考えております。

続きまして、これからの地震・津波対策をどういう方針で進めるのかとい

う点であります。県が今すぐに取り組まなければならない対策の基本は、先ほども少し申し上げましたが、三重県をこれまで100年から150年の間隔で襲い、大きな被害をもたらしてきた現実的な地震への対応にあると考えております。

このことから、現在、三重県防災会議の専門部会で、この規模の地震や津波に対する対応方針を検討しているところであります。この結果を踏まえながら、地域防災計画の見直し、新地震対策行動計画（仮称）の策定を進めてまいります。

計画の策定に当たっては、ハード、ソフト、両方の対策を組み合わせ、とり得る手段を尽くした総合的な対策を進めていくことが重要だと考えております。

なお、津波からの避難対策については万全を期すため、今後も引き続き、昨年度公表した県独自の津波浸水予測をベースに対策を進めることとしていきます。一方、今回国が公表した津波高や浸水予測図などの想定については、長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを市町とともに検討していくための材料として活用すべきものと考えております。

続きまして、地震対策において県民、地域、市町はそれぞれどういうことをなすべきか、自助、そして県民運動の展開についてということであります。

こういう具体的に自助について述べさせていただく機会をいただいたことは大変ありがたく思います。自助・共助・公助というのが大事だということはこれまでもずっと言われてきておるところであります。県民の皆様には自助の取組として、具体的に、まず、揺れから命を守るための住宅の耐震化や家具の固定、そして、逃げて津波や火災から命を守るための避難場所や避難経路の確認、そして、非常持ち出し袋の準備、また、地域や職場の防災訓練に積極的に参加する、このようなことをお願いしたいと思っております。

また、地域においては、自助にはどうしても一定の制約がある要援護者の方々への避難支援などについて、共助の考えのもと、地域ぐるみの取組を進めていただきたいと考えております。このためにも、自主防災組織などにお

いて、要援護者への支援体制や役割を検討するなど、事前の準備、訓練に取り組んでいただきますようお願いいたします。

県民や地域に一番近いところで公助を担われる市町には、耐震化の促進啓発、安全な避難場所や避難所の確保、避難路の整備、避難計画の策定、要援護者個別支援体制の整備促進など、自助、共助の取組を着実に進めるための環境整備や支援をお願いしたいと考えております。県としてもこれら市町の取組をしっかりと支えてまいります。

そして、私も議員と同様に、県民一人ひとりが自助の考えのもと、防災意識を高め、それを実際の行動につなげるということが最も重要であると考えております。

県ではこれまでも、防災週間やみえ風水害対策の日、みえ地震対策の日に合わせて防災訓練や防災イベントを企画するなど、自助の取組を促すための活動を進めてきました。

さらに、今年度は、一般社団法人日本非常食推進機構と8月に協定を締結し、個人備蓄の推進等を通じた防災意識の啓発を目的として、白い小箱運動という運動に参画していきます。秋には、県内29市町を回る、白い小箱三重キャラバンの開催も予定しております。

このような様々な活動を通し、それらを起爆剤として自助を促す県民運動の展開、発展、そういうものに県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に自助の考え方についていろいろ知事のほうからも述べていただきました。本当にこの4万3000人という数字のところの一つの工夫で1割ぐらいに減災するという面では大変重要な取組ではなかろうかと。特に公助はもちろん万全の体制で取り組んでいていただきたいと思いますが、自助のほうも、日常生活の中でこの自助、自分はどうやってやるべきかとか、どういうことを日常的に考えておくべきかということについては、やっぱり身近に感じる

ように、県民の皆さん方に身近に感じるような、このような風土というんですか、啓発というんですか、こんなところについて、今後とも御尽力をいただきたいなと思っています。

最後に要望ですけれども、大変県財政は厳しいということは私も理解をしておるわけですが、県の人的資源というのも非常に厳しい状況ではございますけれども、知事の英断をもっていろいろ、災害、震災、それから有事の災害等については県民が安心をできるように、防災対策については、資源をある意味では惜しまずとは言いませんけれども、ひとつ効果的に、効果が出るような形の中でひとつ資源の投入については引き続きお願いをしたいなと思っています。

以上、南海トラフの問題につきましてはこれで閉じさせていただいて、最後に、情緒障害児短期治療施設、これ、情短とちょっと、私、後で言うかもわかりませんが、短く言うかもわかりませんが、教育のあり方についてお伺いします。

このたび9月補正予算の中で、特別支援学校施設建築費が提出をされております。説明の中でこども心身発達医療センター（仮称）の整備を契機に、現在のあすなろに入院されている児童・生徒の教育を受け持つ、津市立高茶屋小学校と津市立南郊中学校など、両あすなろの学校が、他の県立特別支援学校と一体化をして、新たに県立の特別支援学校として再編されることになるとお聞きをいたします。

これまであすなろの児童・生徒の教育については、津市立公立学校の分校が担ってきました。一方、桑名市に1年半ほど前に設置された情短施設悠の児童・生徒の教育は桑名市が桑名市立で担って現在に至っており、津と同じような状況でございますが、御承知のように桑名市にある情短施設悠及びその教育にかかわる分校の建設につきましては、その過程でいろいろ課題があったと聞き及んでおります。当時、桑名市や桑名市議会からも意見書が出され、その中には、情短施設悠にかかわる教育を県立でお願いしたい旨の意見もありました。

御案内のとおり、県立特別支援学校と市立の特別支援学校では1学級の人数に差がございます。県立は1学級最大6人まで、きめ細かな教育が可能となり、市立の場合は1学級最大8人までということであります。加えて、教職員の人事配置についても、県教育委員会が桑名市教育委員会の意見を十分に尊重して行ってきたと聞いておりますが、今後あすなろの教育が県立の特別支援学校になった場合、専門性豊かな教職員の異動が、県立学校間では容易に行うことができ、手厚い教育がなされることと存じますが、悠分校ではそのようにはまいりません。こうしたことから、子どもたちにとって大きな教育格差が生じるのではないかと懸念をいたしております。

現在、桑名にある情短施設悠は県内唯一の施設で、全県下から児童・生徒が入所いたしております。先ほど申し上げましたように、今まで市立で行ってきたあすなろの教育が県立の特別支援学校になり、情短施設悠の分校が桑名市立のままという事になれば、同じ三重県に育つ児童・生徒であるにもかかわらず、その教育に大きな格差が生じると言わざるを得ません。県下全ての子どもたちに公平な教育を資することは、県の重大な責務と考えます。

このことにつきましては、既に当該桑名市教育委員会から県教育委員会に対して要望書が出されているとお聞きをいたしております。これまでの経緯や教育の平等性、機会均等の確保等を総合的に考えて、情短施設悠の桑名市立の分校についても県立に移管することが適切な対応と考えますが、教育委員会の考え方をまずお伺いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 悠分校についてお答え申し上げたいと思います。

こども心身発達医療センター（仮称）でございますけれども、この整備に伴います特別支援教育のあり方につきましては、こども・家庭局等との協議を進めてきたところでございます。あすなろ分校につきましては、今回の再編整備を契機に、児童・生徒の実態など、教育の対応について改めて検討したところでございます。

現在のあすなろ学園につきましては、児童福祉法に定めます医療型の障がい児の入所施設であるとともに児童精神科の病院であるということ、それと、従来と比べまして発達障がいのある児童・生徒が増えるとともに重度化し、高度な医療行為を必要とすることから、あすなろ分校に在籍する児童・生徒につきましては法令上病弱者に該当し、特別支援学校で対応することが適切であるというふうに判断したところでございます。こうしたことから、あすなろ分校については県立特別支援学校として再編をしていきたいというふうに思っております。

その際に、悠分校につきましても、学校の設置の経緯や法令上の整理、入所している子どもたちの状況を踏まえ、改めて検討を行ってきたところでございますけれども、いわゆる情短施設につきましては児童福祉法に基づく情緒障がいのある児童・生徒に対する施設でございまして、入所は措置として行われているものであるということ、二つ目に、悠に入所している児童・生徒については、社会的対応が困難で学校などの集団生活や学習活動に支障のある情緒障がい児でありまして、心理的及び生活指導を受けるという部分でありますけれども、日常的に専門的医療行為を必要とする児童・生徒ではないということ。三つ目に法令及び文部科学省の通知によりますと、情緒障がいはいは市町村の小・中学校の特別支援学級での対応になるというところを改めて確認させていただきました。

こうしたことから、悠分校については引き続き桑名市立の小・中学校の分校としてお願いをしたい旨を桑名市教育委員会にもお伝えしてきたところでございます。悠分校の設置に当たりましては、これまでも桑名市教育委員会から、教員、事務職員の加配でございましてか専門的な教員の配置などの要望をいただき、県教育委員会としても対応してきたところでございます。

桑名市教育委員会や現場の教職員の方々には何かと御苦勞をおかけすることになりますけれども、県教育委員会といたしましては引き続き桑名市のほうの分校としてやっていただきたいと思っておりますし、教育環境の改善につきましましては県教育委員会としても引き続き改善の努力をしていきたいと思

っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

○48番（山本 勝） 教育長、どうもありがとうございます。

情短施設に入所されております児童の全国的な学校の編成を調べてみますと、全国で37校ぐらいあって、県立で5校ぐらい、5校県立でやっていたいておりますので、教育長、いろいろお話をされましたけれども、県立でもやれるところがあると、やっていたいておるところがあるということでございますので、ひとつその辺のところを御理解いただきたい。

そして、あわせて、今、悠分校のところには、伊曾島小学校と、それから長島中学校におるわけでございますが、伊曾島小学校には10人、それから、長島中学校には17人の児童・生徒がそこに通学しておるわけでございますが、桑名市の児童は2名だけでございまして、桑名市の市立で抱えておるところに、三重県、そして、また、市外の、県外の方も来ておるということでございますので、市立でやっていくというのが果たしてどうかと、こういうところを少し疑問なところがございまして、その辺のところも御理解をいただきながら。もう1点は、先般のこの教育警察と健康福祉病院常任委員会の連合審査会のところでございまして、我が党の西場議員のほうから、あすなろは津市立の分校であり、県立にすることの意義は何かと、こういう質問がございまして、教育長の答弁では、定数の関係で県立にしたほうがよい、1対8から1対6に改善でき、それから、教員配置についても専門的な教員を広域で人事配置することができるということで、津分校では、市立の分校ではそんなところには制約があると。こんなような形であつて2校もあるわけでございますから、センター機能等も發揮できるということでございますので、できればひとつ、この際、県立のほうで悠分校についてもお願いをしたいと、このように思ひますが、ひとつ教育委員長に、所見をお願いしたいと思ひます。

○議長（山本教和） 申し上げます。申し合わせの時間が経過いたしておりますので、再質問については御了解いただきたいと思ひますが。

○48番（山本 勝） 了解しました。どうもありがとうございました。

これで質問を終結します。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時22分休憩

午後1時30分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○副議長（舟橋裕幸） 日程第2、議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。45番 中村進一議員。

〔45番 中村進一議員登壇・拍手〕

○45番（中村進一） 新政みえの中村進一であります。議案第1号の首都圏営業拠点設置に関しまして、2点質疑をさせていただきたいと思っております。

知事は、首都圏営業拠点として準備をするということで、今回予算8969万8000円を提案いたしました。そして、また、債務負担行為として、年間6700万円の家賃掛ける5カ月、3億3500万円を設定いたしました。そして、内装工費としてこれとは別に、来年夏までに1億7417万6000円の債務負担行為を提案しております。内装工費、これは本年の歳出分と合わせますと、歳出分で3093万9000円になっておるんですが、2億円を超えてくると、そういう提案でございます。

そこで、お伺いをいたします。

日本橋ということをお聞きされておりますのと、この予算が私どもに聞かされている部分なんです、日本橋につくるんだということで、日本橋に至った経緯、それから、この今言いました金額が大変大きな内容でございますので、いま一つ深く、具体的にどういうところでどんな形のものでどれだけの面積のもので、そしてコンセプトはどういう状況になっておるのかということについて、まずお伺いいたしたいと思います。

2点目で、その効果等々また聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○知事（鈴木英敬） 首都圏営業拠点の日本橋に建設するというものの経緯、コンセプトでございますが、施設の詳細は後ほど部長から説明させます。

選定に当たりますとは、単に集客力があるという場所を選定するのではなく、三重県とのつながりが深いとか、そういうことを首都圏の方々に三重をイメージしやすい場所というのが重要だというふうに考えました。

そこで、東京日本橋は、三井家をはじめ多くの伊勢商人が軒を連ねたゆかりの地でありますし、おかげ参りの起点、歴史的に三重とのかかわりが深いと、また、今なお三重ゆかりの企業が多くあるということで、首都圏での営業を展開していく上で、新たなパートナーシップを築き、点ではなくて面的な営業展開を期待できるというように思っていますし、それらの企業からもバックアップについてお話をいただいております。

また、日本橋は今、官民地元一体で日本橋再生計画という大規模複合開発を平成26年完成に向けて進めていまして、今後、新たな客層の取り込みなど、大きく期待できるという点もあります。

あわせて、経費的な面、それから、日本橋の中での立地条件、あるいは他県の同種拠点の状況、こういうのも含めまして総合的に判断して、候補地として東京日本橋の千疋屋日本橋ビル、仮称でありますけれども、を候補地としたところであります。

コンセプトですけれども、三重ならではの特色ある魅力を前面に打ち出し、

訪れた方に三重の魅力を予感、体感していただくことを通じて、とにかく三重はこんなに魅力あふれるところなんだと、ぜひとも三重に行ってみたいと思わせるような仕掛け、三重の玄関口として、コンシェルジュとしての機能が最も重要だと考えております。

その魅力の見せ方として、例えば地域ブランド力の高い商品、あるいは地域色が濃厚な開発商品に関して、その作り手の創意工夫といったストーリー、さらには背景となっている地域の歴史や文化など、三重という地域を総合的にプロデュースして演出してまいりたいと考えております。

○雇用経済部長（山川 進） 営業拠点の候補として、千疋屋日本橋ビル、仮称でございますが、地上9階建て地下2階の現在建築中の商業ビルでございます。この1階約63坪及び2階約72坪の計135坪をお借りする予定としております。地下1階にはコーヒーショップ、3階から9階は医療機関や千疋屋総本店本社をはじめ企業が入居することとなっております。日本橋室町地区の大規模な商業施設の集積地に位置し、幹線道路である中央通りの路面店であり、東京メトロ銀座線・半蔵門線三越前駅にも直結するアクセスにも良好な場所だと認識しております。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） 知事から、コンセプトなり、今までのアンテナショップとはちょっと違うんだという説明を受けております。この場でもいろいろそういう議論があったと思うんですが、そういった意味では理解をできましたし、それから、施設も、かなりこれは一等地であるんじゃないかなという、そういう思いをさせていただいております。

問題は本当に、今、知事がおっしゃったことが山川部長の言っていたいたその施設でできるかどうか。実は今回のこの質問をするに当たって、私のほうのフェイスブックにもこういう質問が来ております。首都営業拠点、巨額の予算ですね、いろいろ検討の結果とは思いますが、税金の無駄遣いにならないように精査をお願いしますというのが、これは多分全三重県民の思いだというふうに思います。

今まで、この場で多くの議員がこの問題について質問してまいりました。その都度、北川知事時代、そして野呂知事時代、知事は、やはり経済的な、財政的な問題で厳しいと大変消極的な答弁であったのが、まさに県民の思いと一致をしておったのではないかなというふうに思うところであります。

そこでお伺いするわけでありますけれども、決めた以上は効果を出していただかないかんわけでありますけれども、この費用対効果を一言で、前、竹上議員の質問に対しまして答弁で、赤字とか黒字とか、そういう問題ではないんだということも少しおっしゃってございましたけれども、やはり県民はどのような効果を求めているのかというのは関心があるというふうに思いますし、そして、また、いわゆる物販、物品の問題、三重県は物産振興会やなんか前の三越ビルですずっと販売をやっておりますけど、一時は全国ナンバーワンになったこともあるぐらい、名産がいっぱいあるわけですよね。そういったことも含めまして、効果をどのように捉えているのか、物産についてはどの程度考えておられるのか。それから、また、人的なネットワークづくりということも今までの答弁の中でおっしゃっておりますけれども、こういった部分につきましての考え方を少し聞かせていただきたいと思っております。

○知事（鈴木英敬） 営業拠点は、食べる、買う、体験する、こういった機能が必須だと考えていまして、運営に当たりましてはノウハウを有する民間事業者に委託をすることを考えていますが、その機能が十分に発揮できるように、デザイナーやクリエイターなどの専門的な意見もしっかり反映していきたいと思っています。

期待される効果ですけれども、幾つかあると思うんですが、県内生産者と首都圏流通事業者との商談会で新たな販路が拡大されるとか、あるいは首都圏のデザイナーとコラボした伝統工芸品や地域資源を活用した県産品がブラッシュアップされる、そんな機会が増えるとか、あるいは県内中小企業と首都圏の企業とのマッチングで新製品開発の機会が増えて販路開拓につながるとか、あるいは市町と連携したイベント開催で情報発信や地域産品の販売増加につながるとか、こういうようなことを期待しておるところであります。

これまで申し上げましたとおり、拠点だけじゃなくて、三重の応援店舗とか、三重の応援企業とか、首都圏全体で面的に展開していくということを今回考えておりますので、そういうことでも補完していきたいと思っています。

あわせて経済効果でありますけれども、前も少し申し上げましたが、単に毎年度黒字か赤字かという短期的側面、これももちろん十分に追求していかなければならないんですけれども、その点にのみとられるというのではなく、加えて、先ほど来の商品の販売とか、三重県食材の需要増加とか、三重県ブランドの認知度の向上とか、三重県産品の支持向上で営業拠点外での物産品の販売増とか、県内の中期的な観光客の増加、それによる観光消費増、そういうような効果も期待されますので、このようなことを定量的に経済波及効果として把握することについても、今後、具体的な手法を研究し、短期、中期のトータルで費用対効果として県民の皆様に御理解いただける状況に持っていくべく、最大限の努力をしまいたいと考えております。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一）　そういう形でうまくいけるようにやってもらわないかんのですけれども、今提案されている予算でちょっと見えていないのが、どういう運営形態でいくのか。今回の場合、今、ハード面とか、あるいは賃貸料等々が上がったわけでありまして、そこに当然、人材も補強していかなくてはならないというふうに思いますし、その辺の体制づくりを今、このどこかにちりばめられているのではないかというふうに思うんですが、予算的には、その辺、考え方があれば聞かせてください。

○雇用経済部長（山川 進）　首都圏では既に、三重の物産や飲食を提供している三重ゆかりの店舗が約30店舗以上ございます。こうした店舗や三重のゆかりのある企業とのネットワークを拡充していきまして、それらの店舗、企業と連携をして情報発信をしていきたいと考えております。

このため、首都圏での三重ゆかりの店舗や企業との連携、効果的な営業展開に向けたソフトの基盤整備を先行的に進めていくため、今回の9月補正予算、緊急雇用創出事業で、三重ゆかりの店舗等の情報収集を行い三重の応援

店舗の拡充を目指すみえのゆかり調査事業とか、それから、営業拠点のプレイベントを県内市町と連携して実施をいたします営業拠点・応援店舗連携モデル事業とか、三重県内の食材やイベントなど旬の情報を市町と連携をして発掘し、それを首都圏等へ情報発信する「三重の応援団通信」発信事業など、事業を御提案させていただいておるところでございます。

なお、物件の所有者は老舗の果物店でもございまして、三重ブランドをはじめとする三重の食材にも関心をいただいておりますから、今後とも本件との連携を御協力いただける旨もお話もいただいておりますので、そういったことについても検討していきたいと考えております。

それと、運営委託の件でございますが、これにつきましては現在、提案公募をいただくというふうに考えておりますが、設計費とか全体の詳細が決まり次第、並行して運営事業者を提案公募していきたいと考えております。そういったことで、今後とも運営形態についてのあり方については今後やっていきたいと考えております。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） その運営委託をする費用というのはこれに含まれているんですか。

○雇用経済部長（山川 進） 現在、それについては私どもは予算は計上してございません。

〔45番 中村進一議員登壇〕

○45番（中村進一） ということは、今、債務負担行為もありましたけれども、さらにその部分も加算をされてくるということで理解をさせていただいておきます。

時間の関係がありますが、今までアンテナショップということで、東京における三重県のアンテナショップを開設する会ですか、こういった大変協力的にやろうという方たち、既に856名の署名も集めて、そういった意欲のある方たちは、今回の、待ち望んでおると思うんですね。それだけやなしに、せっかくのネットワークなのでぜひそういったところとの連携、それもやっ

ていただきたいというふうに思います。

大変大きな金額ですので、きちっと県民の皆さんに理解をせしめる、ちょっと時間はかかると思いますが、その辺もしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、御遷宮が来年の7月ですけれども、御遷宮というか、ほかの行事が始まりますが、それまで少し、余りにも時間がなすぎますので、うまくその辺も連携をしていただければ最高のチャンスではないかというふうに思いますので、それは要請をしておきたいと思います。知事、一言あれば。

○知事（鈴木英敬） 先ほどおっしゃっていただいたように、待ち望んでいた方、販路拡大などで活用したいと思っていただいている方、そういう方としっかり連携していきたいと思えますし、整備の時期につきましても、そのビルが3月にでき上がりますので、夏ごろにはと思っていますが、何とかスピード感を持って一日も早く整備できるように努力したいというふうに思います。

○45番（中村進一） 終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 自民みらい、志摩市選出の中嶋年規でございます。私のほうからは、今回の補正予算の中で、日台交流連携推進強化事業を中心に、あと、2013日台観光サミットのことも含め、3点ほどお伺いをしたいというふうに思います。

日台間の交流を活発にしようとするこの日台交流連携推進強化事業、非常に私自身も期待をしておりますので、頑張ってくださいという思いでございます。

一方で、尖閣諸島の国有化以来、中国からの観光客のキャンセルというのが出ておるといこと報道があったところでございますが、この事業を進めていくタイミングとしてふさわしいのかどうかを判断したいために、台湾からの観光客のキャンセルの状況というのを確認をさせていただきたいとい

うのが1点目でございます。

2点目なのですが、県は平成17年の訪日観光ビザの免除を契機に、台湾からのお客様の集客に随分力を入れてきていただいております。例えば、セントレアを活用した訪日旅行造成支援事業であったりとか、台湾からの教育旅行の受け入れであったりとか、台湾ブロガーの招請事業とか、こういったことに取り組んできていただいておりますけれども、今回の補正予算で提案されています日台交流連携推進強化事業、これをきっかけとして、これまで以上に台湾からの観光客やビジネス客を増やそうというふうを考えていらっしゃると思うんですが、具体的な目標がありましたらお教えいただきたいというふうに思います。それが2点目でございます。

日台観光サミットのことが3点目でございます。

ちょうど1年半前というか、1年ちょっと前に、6月15日なのですが、去年の6月15日の予算決算の常任委員会の総括質疑で、私のほうからこの日台観光サミット、平成25年の開催を招致してはどうかというふうに提案をさせていただき、すぐさま知事のほうも反応していただいて実現までごっつけていただきました。その行動力に深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

本年も、7月5日、6日、私どもの議連、日台友好三重県議会議員連盟も、知事と同様に日台観光サミットに参加するため、台湾の花蓮県のほうへ行かせていただきましたが、非常に中身の濃い、これは単なる日本と台湾だけじゃなくて、我々サイドから見ると、いかに外国のお客様を日本へ、三重県へ引っ張ってくるべきかということについて、非常に示唆に富む内容が満タンでございまして、国際会議が三重県で来年開催していただけるというのは、本当に私どもにとってもうれしいことでございます。

今回、債務負担行為を設定されるということなんですけれども、来年の、具体的には何月ごろ開催する予定でいらっしゃるのか、また、200名を超える国際会議ということでございますので、メインの会場についてどのように考えていらっしゃるのかについてお伺いしたいと思います。

あわせて、一過性のイベントに終わらせることなく、三重県の魅力を隔々まで体感していただいて、やっぱりまた訪れたいなと実感していただいて、三重はお勧めですよと共感してもらえそうな仕組みを、今回この日台観光サミットを契機にどのようにしていこうと思っていられるのか、お伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○知事（鈴木英敬） まず、1点目、昨今の国際情勢の中で台湾からの県内誘客への影響ということではありますが、外国人観光客の宿泊が多い県内事業者に問い合わせさせていただきました。この問題に関して、台湾の関係で宿泊のキャンセルなどの影響が出ているとは聞いておりません。これが1点目でございます。

2点目、今回、台湾からの県内誘致に当たっての目標などということでありました。改めてでありますけれども、台湾から三重県への観光客は、2008年、平成20年は約2万5000人、これは国別でいいますと1位でした。それが、2011年、平成23年には約1万3000人ということで、これは国別で3位となって、減少しております。このため、サミット開催までの期間を台湾との交流連携の重点強化期間としまして、今回、予算をお願いしております日台交流連携推進強化事業により、台湾の政府関係者、観光関係者等とのネットワークを構築するほか、三重の観光や食などの様々な魅力の発信や知名度を向上させる取組を行っていきます。こうした取組で、まず来年は2008年並みの2万5000人を目標として取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、3点目、これは一過性にしてはならないということと、サミットの地、メイン会場の選定の考え方ということではありますが、まず、来年は伊勢神宮が20年に1度の式年遷宮という記念すべき年であり、その最大のメイン行事が10月ということでもありますので、そのときの台湾観光客の誘客に結びつけるという観点から、日台観光サミットは5月下旬に伊勢志摩地域で開催したいというふうなことで、現在、いろんな会場など、選定について検討をしているところでございます。

まさに、私たちもこれを一過性にしたくないというふうに思っております。サミット開催後は、サミットの翌日、参加者に県内観光地を視察していただくことも予定しておりますし、そういう意味では、サミット開催地域以外の全県的に、県のすばらしさを直接体感していただく、旅行商品化につなげるというようなことで、サミット開催の効果を県内に広く波及させたいと考えております。

この今回のサミットは、まさにBツーBですから、観光事業者と観光事業者のサミットですので、観光事業者の人にまず知っていただくということで、今後の、先ほど来年は当面2008年並みと言いましたけれども、事業者がこれから取り組むことでBからCへ流れていくことで波及をさせていくと、そして、継続的に台湾からの観光客を増加させていくということにつなげたいと考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

伊勢志摩のほうでちょうど御遷宮というタイミングもありますし、これまでも伊勢志摩のほうの事業者で、台湾からの誘客に随分積極的に取り組んでこられたところもありますので、そういったこれまでの努力をされてきたところに光を当てていただくということが、さらに誘客の効果が高まるというふうに思いますので、ぜひとも成功裏に終わらせていただきたいというふうに思います。

今回は伊勢神宮ということもあって伊勢志摩ということなのですが、その翌年の平成26年は世界遺産登録10周年ということでございまして、我々も台湾に行ったときに向こうのほうから御提案があったのが、南紀白浜空港をもっと利用したらどうだというお話をいただいております。これは要望なんです、南紀白浜空港を軸に熊野古道を回っていただくような商品化を、ぜひ紀伊半島3県知事会議なんかの場面でも提案していただいて御検討いただければなと思います。

それと、これは教育委員会のことになるんですけども、来年の9月ですが、相可高校で世界の高校生たちの料理コンクールというのが日本で初めて開催をされるということで、県と多気町が共催という形で進めていただいておりますんですけども、このコンクール、もちろん台湾だけじゃなくて世界各国からお見えになるわけなんですけど、台湾からの誘客も含めたインバウンドの面からも、観光振興という観点から、教育委員会に任せるだけでなく、知事部局のほうもしっかりと取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

私のほうからの議案質疑は以上とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 議長のお許しをいただきまして議案質疑をさせていただきます。公明党の中川康洋でございます。知事、お子様は元気でいらっしゃいますか。おむつは今でもかえられておりますでしょうか。議案質疑の内容とは全く関係ございませんが。

私も議案第1号に関する質疑ということで、今、中村進一議員も質問されました首都圏営業拠点推進事業について、不明な点をただすという観点から質疑をさせていただきます。中村議員から内容にかかわる問題を質疑していただきました。私は、その部分はもう確認をさせていただきましたので、内容とは違う、いわゆるこの事業への思いの部分を中心に伺わせていただければなというふうに思っております。

この事業については私、3月にも議案質疑をさせていただきます、やはり場所の選定がすごく大事じゃないですかというところの御質問をさせていただいた記憶があるわけですけども、県はこれまでも、例えば六本木の東京ミッドタウン、あの西野カナさんがお越しになられたところ、さらには新丸ビルでのレストランフェアとかアンテナショップなど、いわゆる単発物の事業を展開してきたというふうに認識をしております。

今回の事業というのは、これらの単発的な事業の成果、さらには課題、これを踏まえられた上で、単なるアンテナショップではなくて、三重県の総合的な売り出し、先ほど中村議員の質問から、知事は三重県の総合的なプロデュースというような表現をされましたが、を行うというその思いから、首都圏営業拠点というふうに位置づけをされたというふうに私は認識をいたします。

そこで、初めに、知事肝いりのこの事業について伺いますけれども、これまでの単なる、いわゆる物販中心のアンテナショップではなくて、三重県の総合的な売り出しを行う、三重県の総合的なプロデュースを行う首都圏営業拠点としてスタートさせたいと思うその思い、意気込みというものをごくここでお聞かせ願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 思いということであります。

やはり県内を回らせていただいているいろんな事業者の皆さんとお話をさせていただきますと、とにかく販路の拡大をしたいんだと、とにかく、自分たちが幾らいいものをつくっても、それを知ってもらったり情報発信できる場がなければそれがなかなかうまくいかないんだと、俺たちの汗は報われないんだというような声もたくさん聞きます。そういうような思いをしっかりと実現したいということと、先ほど代表質問の中でも少し答えましたが、今、やはりそれぞれの単品だけじゃなくて、県全体のシティーイメージ全体を売っていくということがやっぱり大事で、それがブランドにつながっていき、結果、いろんな効果に波及するというふうに考えていますので、首都圏における三重の玄関口として総合的に三重を売っていける、また、三重についてわからない人たちに対して丁寧に懇切におもてなしたっぷりで対応できるようなコンシェルジュのような機能ということで整備していきたいということで、これまでにあるような、ザ・アンテナショップみたいな、県産品が薄く広く並んでいるというようなものではなくて、そういう強烈な個性を売り出していくというようなものになりたいと思っておりますので、これから運営の事業者などとも、これ、委託、公募してからですけれども、よく意思を疎通して実

現していきたいと考えております。

[23番 中川康洋議員登壇]

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

今回、場所が日本橋ということで、今、中村議員も御質問があった中で、東海道の起点が日本橋で、その終着が伊勢と。やっぱり伊勢は、おかげ横丁を中心におもてなしの文化が最も日本の中で栄え、そのおもてなしの文化から、本当に一度は伊勢に行きたいという思いの方が、日本全国、伊勢に集ってきたと。私が伊勢の話をするのもおかしいんですけども、そういった意味においては、今、やっぱりおもてなしをしっかりとしていきたい、玄関口にしたいという意味でいわゆる県の役割というのをしっかりと御認識いただいて、ここをしっかりと展開していただきたいなというふうに思っております。

次に、やはり場所的な問題、ここは3月の議案質疑でも問うた部分ですが、ここも改めて確認をしたいと思っておりますけれども、今回、日本橋にこの首都圏営業拠点を位置づけられました。

そこで伺いますけれども、この日本橋の市場、さらには日本橋という場所、また、そこの客層、これをどのように評価されているのか、この部分を伺いたいのと、さらには、その評価が三重の持つブランドや物についてどのようにマッチしているのか、そこの部分のマッチングがしっかりしなかったら幾ら立派なものをつくっても意味がないと思っておりますので、その辺のところを、どう評価され、それが三重のあるべきものとどうマッチしているのかということをお聞かせください。

○雇用経済部長（山川 進） 東京都の中央区が取りまとめました中央区商店街振興プランによりますと、日本橋地区の百貨店の主たる顧客は40歳代から60歳代の女性と60歳代から70歳代の富裕層であり、次いで30歳代の女性、そして、第3番目に近隣のオフィスに勤務する若い女性となっております。

このことから、首都圏営業拠点を設置するに当たりましては、このような日本橋の購買層を十分に意識しながら、三重の魅力の発信や営業活動を進め

ていく必要があると考えております。

現在、日本橋のエリアでは、百貨店など商業店舗が連携をいたしまして、若い客層の呼び込みや日本橋ブランドを重視した商品展開、文化をキーワードにした集客に取り組まれております。

また、新たに官民地元が一体となりまして日本橋再生計画が進められておまして、最終的には平成26年の3月、6月に、私どもの日本橋千疋屋ビルさんの横と後ろにそういった再開発のところができてまいります。江戸時代から続く数々の老舗と多彩な商業施設を競争させるというコンセプトで、大規模複合再開発が平成26年3月、6月に進められておりますので、こうした取組が進められまして、若い年齢層や外国人など、新たな客層の呼び込みも期待されていると考えております。

コレド室町というのがちょうど先に、一番最初に先行しているビルでございますが、ここが平成22年10月に開業しまして、ちょっと1年古いんですが、平成23年11月まで1年間で年間目標の500万人を大幅に上回ったということで、客層も、オフィスワーカー、女性グループ、カップル、シニア層などあらゆる層のお客さんが来ているというふうに向っておりますので、そういったお客様に合った私どもの商品とか中身のものについては整備していきたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。まさしくそのような捉え方を私もしているところですし、私も今回この議案質疑をするに当たって、場所もわからないのに議案質疑をするのはどうかと思ひまして、9月22日の土曜日に私どもの公明党の党大会が東京であったものですから、別に民主党さんと自民党さんだけが、党首、総裁を決めたわけじゃなくて、私どもも山口代表が3選目を果たしたわけですけども、その党大会に行った帰りに日本橋に行つてまいりました。

実はそれまであまり日本橋なんて行ったことがなかったわけなんですけれども、日本橋のメイン通り、中央通りですよ、ここの三越日本橋店、本当

に多くの方がショッピングを楽しんでおりましたし、銀座はたくさん人が通っているという非常に印象があったんですけども、日本橋も、私は土曜日の本当の夕方だったんですけども、たくさんの方が歩いてまして、あの多さには、実は正直びっくりいたしました。

実はこのあたりにも、既に各県の営業拠点、アンテナショップなのか営業拠点なのかちょっとわかりませんが、ありまして、島根県と奈良県が同じ通りのところにあるんですね。島根県はにほんばし島根館といいまして、奈良県は奈良まほろば館というのがあります。せっかくここまで来たので入ろうかなと思ってそれぞれにお邪魔をしたら、どうせ県がやるものだから閑散としているんだろうという思いで入ったんですけども、どちらも50人以上のお客さんがおまして、本当に歩くのが大変なぐらいいろいろなものを買い求めているんですね。そこでワークショップをやっていたりとかしまして、正直、日本橋の島根県と奈良県のアンテナショップですけども、私はびっくりしました。

さらに特徴的なのは、例えば島根なんかは物販だけじゃなくて、その横で居酒屋をやっているんですね。居酒屋をやっています、その席が満席なんです。私、一杯ひっかけようかなと思ったんですけども断られまして、横のたい焼きを買って帰ったんですけども、そのたい焼きも島根県のたい焼きなんです。売っているんですね。さらには、奈良県なんかですと土偶のワークショップを奥のほうでやっています、子どもたちがそこで体験しているんですね。

ですから、ああ、なるほど、やっぱり行って見て違うなと思ったんですけども、そういう認識を持ちました。そういった意味においては、あその日本橋の中央通りはすごく場所的には悪くないなど。今、新しく再開発したビルがあったと言っていましたけれども、そこは、何のイベントをやっていたかわからないですけども、いわゆる入場規制がかかるぐらい若い女の子たちが集まっていますわいわいしているんです。

そこに今回三重県がつくられるということで、恐らくこのビルなんだろう

なというふうに思ったのが、三越の斜め前にシートがかけられた新築のビルがありました。多分これなんだろうなと思って帰ってきたんですけども、その前には千疋屋の総本店もありまして、2万6000円のメロンも売っていましたよ。私、ちょっとそれは買えなかったものですから、三越の地下に行って崎陽軒のシューマイだけ家族用に買って帰ってきましたが、本当に、どうせやるからには、ちょっと今日は時間が余ったので関係ないことをたくさん言いましたけれども、最後に言いたかったのは何かといいますと、やっぱり知事肝いりでこれをスタートさせるわけですよ。ですから、やるからには中途半端はだめだということをしごく感じました。やるからには本当に英知を結集して、雇用経済部をつくったというところにおいても、私はこれ、ある意味ばくちじゃないのというか、本当に思いはわかるけれども成功するかどうかは大変だと思いますよという質問をさせてもらったんですけども、やるからには中途半端は、私はだめだと思います。中途半端な状況で結局どうのこうのと理由をつけるのは、県は得意ですよ。けど、そうなったときには議会は厳しい審判を下すこともあるということも申し添えて、詳細は委員会等で審議をしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第15号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、よって、本件はそれぞれ所管の常

任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
3	三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案
14	財産の取得について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
5	三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
4	三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例案
7	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案
8	三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
10	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案

1 1	工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系））
1 2	工事請負契約の変更について（一般国道311号遊木バイパス道路改良（遊木トンネル（仮称））工事）
1 3	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第12工区）管渠工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
1	平成24年度三重県一般会計補正予算（第3号）
2	平成24年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
6	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
9	三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例案
1 5	平成23年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件 名
1	平成23年度三重県水道事業決算
2	平成23年度三重県工業用水道事業決算
3	平成23年度三重県電気事業決算
4	平成23年度三重県病院事業決算

○副議長（舟橋裕幸） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明25日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明25日は休会とすることに決定いたしました。

9月26日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時8分散会